

漁業共済組合模範共済規程例

平成14年9月30日付け14水漁第1470号農林水産事務次官依命通知	全部改正
平成18年3月15日付け17水漁第2738号	一部改正
平成21年3月26日付け20水漁第2545号	一部改正
平成21年9月16日付け21水漁第1527号	一部改正
平成24年3月29日付け23水漁第1948号	一部改正
平成27年3月31日付け26水漁第1485号	一部改正
平成28年3月30日付け27水漁第1737号	一部改正
平成28年5月18日付け28水漁第268号	一部改正
平成29年3月27日付け28水漁第1789号	一部改正
平成30年12月25日付け30水漁第1169号	一部改正
令和2年2月20日付け元水漁第1399号	一部改正
令和2年7月8日付け2水漁第200号	一部改正
令和5年3月27日付け4水漁第1752号	一部改正
令和8年3月24日付け7水漁第1787号	全部改正

○漁業共済組合模範共済規程例（令和8年3月24日付け7水漁第1787号農林水産事務次官依命通知）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 漁獲・特定養殖共済（第2条―第43条）

第3章 養殖共済（第44条―第92条）

第4章 漁業施設共済（第93条―第133条）

第5章 雑則（第134条―第136条）

附則

別記（第1―第5）

別記様式（第1号―第3号）

別表（第1の1―第3の2）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、この組合が漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づいて行う漁業共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 漁獲・特定養殖共済

（定義）

第2条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一号漁業 第4条第1号に掲げる漁業をいう。
- 二 第二号漁業 第4条第2号に掲げる漁業をいう。
- 三 特定養殖業 第4条第3号に掲げる養殖業をいう。
- 四 第一種共同漁業 漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第5項第1号に規定する第一種共同漁業をいう。
- 五 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。
- 六 契約割合 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約において、共済金額の共済限度額に対する割合をいう。
- 七 自営漁協 この組合の組合員であって、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協同組合をいう。
- 八 第一号漁業加入組合員 この組合の組合員の直接の構成員で、その地区内に住所を有し、かつ、法第105条第1項第1号ロの都道府県知事の定める水域内において第一号漁業を営む中小漁業者（法第3条に規定する中小漁業者をいう。以下同じ。）の全員（都道府県知事が、同号ロの規定により、当該中小漁業者の住所地の全てが含まれる地域を分けて2以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法につき衡平を欠かない規約を定めている場合における組合員をいう。
- 九 第二号漁業加入団体 この組合の組合員又は組合員の直接の構成員で、法第105条第1項第2号ロの都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、その区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、その区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者の選任の手續、代表権の範囲並びに団体の意思決定に対する構成員の参加要件につき適正な規約を定めている団体をいう。
- 十 漁業者集団契約 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であって、被共済者が第二号漁業加入団体であるものをいう。
- 十一 個別契約 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であって、漁業者集団契約以外のものをいう。
- 十二 全事故比例填補方式 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であって、共済限度額から、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業又は養殖に係る生産金額（被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額）を差し引いて得た額（以下「事故額」という。）についてその共済限度額を限度として共済金を支払うものをいう。
- 十三 約定限度内填補方式 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であって、事故額について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。

- 十四 支払上限付低事故不填補方式 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であつて、事故額がその共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに共済金を支払うこととし、その共済限度額に100分の50を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に100分の50を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。
- 十五 地震等限定填補方式 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であつて、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害の原因となった地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「事故対象地震等」という。）により次に掲げる操業の制限（当該制限による生産金額の減少がこの組合が定める金額を超える程度のものに限り、第二号漁業に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、15日以上継続するものに限る。次号及び第32条第1項第4号において同じ。）を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに共済金を支払うこととし、当該事故額から基準金額を差し引いて得た金額を限度として共済金を支払うものをいう。
- イ 生産手段に生じた事故（漁船の損傷、行方不明、沈没その他漁船について生じた事故又は漁具若しくは養殖施設の損壊、滅失、流失その他漁具若しくは養殖施設について生じた事故に限る。第34条第1項第8号において同じ。）による操業の制限
 - ロ 漁場の被害による操業の制限
 - ハ その他この組合が定める操業の制限
- 十六 地震等比例填補付約定限度内填補方式 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約であつて、事故対象地震等により前号イからハマで掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額がその共済限度額に100分の30を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額により共済金を支払い、それ以外のときは、当該事故額について、その共済限度額の3割、2割又は1割に相当する額を限度として共済金を支払うものをいう。
- 十七 長期継続申込特約 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年につき（当該3年間のうちに第23条第1項第2号ただし書に定める期間（以下この章において「特例期間」という。）がある場合にあつては、1年から当該期間を除いた期間を当該3年間から除いた期間に3回）、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。
- 十八 長期当初契約 長期継続申込特約を付した1年目（当該契約に係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目）の契約をいう。
- 十九 長期継続契約 長期継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目、3年目及び4年目（当該契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、2回目、3回目及び4回目）の契約をいう。
- 二十 生産金額追加特約 漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類（第一種共同漁業（第一号漁業を除く。）に限る。）の過去一定年間の操業に係る生産金額が、共済契約の対象とする漁業の種類（第一号漁業を除く。）の過去一定年間の操業に係る生産金額に2分の1を乗じて得た額を超えない場合に、当該生産金額に加え、対象漁業の操業に係る収入金額として、組合が認定する金額によるものとする特約をいう。
- 二十一 非操業年 漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者の営む漁業の操業又は養殖が行われなかった年をいう。
- 二十二 異常操業年 漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者の営む漁業の基本的な操業又は養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業又は養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- 二十三 全員非操業年 漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者が第一号漁業加入組合員であるときはその構成員たる中小漁業者のいずれもが、漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときはその構成員のいずれもが、当該漁業の操業を行わなかった年をいう。
- 二十四 全員異常操業年 漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者が第一号漁業加入組合員であるときはその構成員たる中小漁業者、漁獲・特定養殖共済に係る被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときはその構成員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。
- 二十五 加入区 法第105条第1項第2号ロ及び法第108条第4項の都道府県知事の定める区域及び区分をいう。
- 二十六 連合契約 第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約のうち、加入区ごとに、次に掲げる要件に該当する者のうち2分の1以上の者から同時に共済契約の締結の申込

みがなされた場合における当該申込みに係るものをいう。

イ 当該加入区内に住所を有すること

ロ その加入区に係る漁業を営む被共済資格者であること

ハ その加入区に係る漁業を営む日数が1年を通じて90日（都道府県知事がこれと異なる日数を定めているものにあつては、その日数）を超えること

ニ 第二号漁業に属する漁業の種類に係るものにあつては、総トン数1トン以上100トン未満の動力漁船により行う漁業又は定置漁業を営み、加入区に係る漁業の生産金額が1年を通じて200万円を超えること

ホ 特定養殖業に属する養殖業の種類に係るものにあつては、当該特定養殖業の生産金額が1年を通じて130万円を超えるものであること

二十七 同位置定置漁業 定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする被共済資格者（第二号漁業加入団体にあっては、その構成員）の営む定置漁業をいう。

二十八 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。

二十九 近似被共済資格者 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約において当該共済契約に係る被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の他の被共済資格者をいう。

三十 大型化修正生産金額 第二号漁業（漁船により行うものに限る。）に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約に係る被共済資格者の営む漁業の過去一定年間の操業に使用した漁船（漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号。以下「令」という。）第10条第1号に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数（被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数の合計。以下同じ。）が当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船の合計総トン数を下回る場合における当該操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額。以下同じ。）に大型化割合（当該共済契約に係る当該漁業に使用する漁船（以下「大型化後漁船」という。）の合計総トン数から当該操業に使用した漁船（以下「大型化前漁船」という。）の合計総トン数を差し引いて得たトン数の大型化前漁船の合計総トン数に対する割合をいう。）の別表第1の1の左欄に掲げる区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合を乗じて得た金額をいう。

三十一 包括継続申込特約 第二号漁業に属する漁業の種類であつて、その漁業の種類に係る共済事故の発生に照らして特例を定める必要がある種類のものに係る漁獲・特定養殖共済の共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降、当該申込みに係る漁業の放流から採捕までに要する標準的な期間を勘案し、この組合が2年から4年の範囲内で共済契約ごとに指定する期間の各年につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済限度額、共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。

三十二 包括当初契約 包括継続申込特約を付した1年目の契約をいう。

三十三 包括継続契約 包括継続申込特約により申込みがあつたものとされる2年目以降の契約をいう。

三十四 養殖水産動植物 養殖中の水産動植物をいう。

三十五 養殖施設 水産動植物の養殖の用に供する施設をいう。

<作成上の注意>

- ・ 填補方式の一部又は包括継続申込特約を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（漁獲・特定養殖共済の内容）

第3条 漁獲・特定養殖共済は、法第78条第1項の規定に基づき、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業又は養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる漁獲に係る生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類による区分）

第4条 この組合が行う漁獲・特定養殖共済は、令第6条各号の規定に基づき、次に掲げる漁業につき行うものとし、その対象とする漁業の種類により区分する。

一 第一種共同漁業であつて、次に掲げる漁業の種類

イ わかめをとる漁業

ロ こんぶをとる漁業

- ハ てんぐさをとる漁業
 - ニ あわびをとる漁業
- 二 前号に掲げる漁業以外の漁業であつて、次に掲げる漁業の種類（〇〇湖を除く内水面において営む漁業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第8号及び第9号に掲げる捕鯨業を除く。）
- イ まき網漁業（まき網を使用して営む漁業をいう。）
 - ロ さんま棒受網漁業（棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業をいう。）
 - ハ 敷網漁業（敷網を使用して営む漁業（ロに掲げるものを除く。）をいう。）
 - ニ 船びき網漁業（船びき網を使用して営む漁業をいう。）
 - ホ ほたて貝けた網漁業（けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業をいう。）
 - へ 底びき網漁業（底びき網を使用して営む漁業（ホに掲げるものを除く。）をいう。）
 - ト 太平洋さけます流し網漁業（流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）をいう。）
 - チ すけとうだら刺し網漁業（刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）
 - リ 刺し網漁業（刺し網を使用して営む漁業（ト及びチに掲げるものを除く。）をいう。）
 - ヌ すけとうだらはえ縄漁業（はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）
 - ル ふぐあまだいはえ縄漁業（はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業をいう。）
 - ヲ いか釣り漁業（釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）
 - ワ かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）
 - カ 釣り漁業（はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業（ヌからワに掲げるものを除く。）をいう。）
 - ヨ かにかご漁業（かごを使用してかにをとることを目的とする漁業をいう。）
 - タ その他漁業（イからヨまで及びレに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
 - レ 小型合併漁業（十トン未満の漁船によりイからタまでに掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業をいう。）
 - ソ 小型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業をいう。）
 - ツ さけ定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業であつてさけをとることを目的とするものをいう。）
 - ネ 大型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業（ツに掲げるものを除く。）をいう。）
- 三 特定養殖業であつて、次に掲げる養殖業の種類
- イ のり等養殖業（網ひびを使用して行うのり又はもずくの養殖業をいう。）
 - ロ わかめ養殖業
 - ハ こんぶ養殖業
 - ニ 真珠母貝養殖業（海面において行うものに限る。）
 - ホ ほたて貝等養殖業（縄等により垂下して行うほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。）
 - へ 特定かき養殖業（農林水産大臣が指定する漁業協同組合又は当該漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該漁業協同組合及び当該漁業協同組合の組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれるものをいい、縄等により垂下して行うものに限る。）
 - ト くるまえび養殖業
 - チ うに養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。）
 - リ ほや養殖業

<作成上の注意>

- ・各組合が行う漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業のみを記入すること。
- ・第2号の〇〇湖には、漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示で指定される湖沼を組合の区域に含む場合に限り、当該湖名を記入すること。

（共済契約の成立）

第5条 法第80条の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る共済契約は、前条に定める漁業の種類ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第9条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

(被共済資格者)

第6条 法第105条第1項の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済の被共済資格者は、漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

一 第一号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業の種類を営む自営漁協

ロ 第一号漁業加入組合員

二 第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種類に係る漁業を営む自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 第二号漁業加入団体

三 特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該養殖業の種類に係る特定養殖業を営む自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者

2 法第105条第2項の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第7条 法第106条の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、対象とする漁獲・特定養殖共済の漁業の種類ごとに(二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のそれぞれについて)、当該種類の漁業に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第8条 法第107条第1項の規定に基づき、一の漁業単位又は一の特定養殖業につき漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が締結されている場合には、被共済資格者は、当該一の漁業単位又は一の特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

2 二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結している被共済資格者は、他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約(包括継続申込特約をするものを除く。)を締結することができない。

(共済契約の締結の申込み)

第9条 この組合への漁獲・特定養殖共済に係る法第80条第1項の規定に基づく共済契約の締結の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、第4条各号に定める漁業の種類ごとに、別記様式第1号による申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 前項の申込みに当たっては、第1号から第5号までのいずれかの填補の方式を選択し、及び第6号から第8号までの特約を付すことを併せて申込みすることができる。ただし、第6号の特約と第7号の特約は、重ねてすることができない。

一 全事故比例填補方式

二 約定限度内填補方式

三 支払上限付低事故不填補方式

四 地震等限定填補方式

五 地震等比例填補付約定限度内填補方式

六 長期継続申込特約

七 包括継続申込特約

八 生産金額追加特約

3 法第113条の2第3項の規定に基づき、前項第6号の長期継続申込特約は、長期当初契約の共済契約者が長期継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は長期継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき(第39条第4項に該当する場合を除く。)は、その効力

を失う。

- 4 法第113条第5項の規定に基づき、第2項第7号に掲げる包括継続申込特約は、包括継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、又は解除されたとき（当該解除が第39条第4項に該当する場合を除く。）は、その効力を失う。

<作成上の注意>

- ・ 填補方式の一部又は包括継続申込特約を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済契約の引受け）

第10条 この組合は、前条の申込みがあった場合には、同条の申込みの内容を審査し、この組合が別に定める漁獲・特定養殖共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

（申込証拠金）

第11条 この組合は、法第80条第2項の規定に基づき、第二号漁業又は特定養殖業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約のうち連合契約については、この組合が必要と認めるときは、第9条の規定による申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約が成立した場合においてその者が第14条第1項及び第2項の規定によりこの組合に支払うべき金額の見込額に相当する金額の申込証拠金を提供させることができる。

（共済契約の締結に関する制限）

第12条 この組合は、法第81条第1項の規定に基づき、第9条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約について、次に掲げる事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

- 一 これを締結するとすれば、その共済契約に係る漁業につき共済事故の発生する見込みが確実であること。
- 二 第43条の規定による組合の認定を適正に行うことが著しく困難であると認められること。
- 三 第一号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。
 - イ 被共済資格者が自営漁協である場合には、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする第一号漁業及び第二号漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日。以下この条において同じ。）前5年間のうちにその営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年である年が3年以上あるとき。
 - ロ 被共済資格者が第一号漁業加入組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちにその構成員たる中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年である年が3年以上あるとき。
- 四 第二号漁業に属する漁業の種類のうち釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び定置漁業以外の漁業に属する漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。
 - イ 被共済資格者が自営漁協又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間の各年が当該被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年であるとき。
 - ロ 被共済資格者が第二号漁業加入団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間の各年が構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年であるとき。
- 五 第二号漁業に属する漁業の種類のうちぶり飼付漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあっては、次に掲げる場合に該当すること。
 - イ 被共済資格者が自営漁協又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間のうち当該被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業年である年が2年以上あるとき。
 - ロ 被共済資格者が第二号漁業加入団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年である年が2年以上あるとき。
- 六 第二号漁業に属する漁業の種類のうち定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われた年（被共済資格者が第二号漁業加入団体である場合には、その構成員のいずれかが同位置定置漁業の操業を行った年）がないとき。
- 七 特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日前5年間の各年が当該被共済資格者の営む当該養殖業に係る非操業年又は異常操業年であるとき。

八 二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前5年間のうちに当該被共済資格者の営む当該漁業（当該漁業に定置漁業が含まれる場合にあつては、同位置定置漁業）に係る非操業年、異常操業年、全員非操業年又は全員異常操業年である年が3年（当該漁業にぶり飼付漁業が含まれる場合にあつては2年）以上あるとき。

2 包括継続契約については、前項第1号の規定は適用しない。

3 この組合は、第9条の規定による共済契約の締結の申込みがあつた場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

<作成上の注意>

・包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（申込証拠金の返還）

第13条 この組合は、第11条の規定により提供させた申込証拠金に係る共済契約の締結を拒んだときは、規則第21条の規定に基づき、遅滞なく、当該申込証拠金を返還するものとする。

（共済掛金の支払）

第14条 漁獲・特定養殖共済に係る共済契約者は、法第82条第1項の規定に基づき、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、この組合に共済掛金の全額（第17条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額）を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額（同条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額）により、これを支払わなければならない。

2 法第82条第3項の規定に基づき、前項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によつてすれば足りる。

3 第1項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

（共済掛金の金額）

第15条 漁獲・特定養殖共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第1に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第1に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

3 第1項の共済金額に附加共済掛金率（前項の規定により変更された場合を含む。）を乗じて得た金額は、当該金額（地震等限定填補方式を付した契約に係るものを除く。）が200円未満の場合にあつては200円、当該金額（地震等限定填補方式を付した契約に係るものに限る。）が100円未満の場合にあつては100円とする。

<作成上の注意>

・附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（共済掛金の概算金額）

第16条 第14条第1項後段の概算金額は、規則第23条の規定に基づき、当該被共済者の営む当該漁業又は近似被共済資格者の営む当該漁業の操業又は養殖に関する過去における実績を基礎として当該共済責任期間の開始日（周年操業をする第一号漁業及び第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日）前1年間の当該漁業の操業又は養殖に係る生産金額の見込額を定め、当該見込額を当該生産金額とみなしてこの規程に基づく共済掛金の金額の算定の例により算出した金額とする。

（共済掛金の分割支払）

第17条 漁獲・特定養殖共済に係る共済掛金は、法第82条第2項の規定に基づき、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別の事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合に

は、分割して支払うことができる。

- 2 規則第26条第1項の規定に基づき、前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別な事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別な事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。
- 3 規則第26条第2項の規定に基づき、共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により当該共済契約に係る共済責任期間の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別な事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別な事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

<作成上の注意>

- ・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（申込証拠金の共済掛金への充当等）

- 第18条 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者が第14条第1項の規定によりこの組合に支払うべき金額（以下この条において「支払共済掛金の金額」という。）に不足しないときは、規則第21条第2項の規定に基づき、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額を超えるときは、この組合は、遅滞なく、その超える部分の金額を返還するものとする。
- 2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、規則第21条第3項の規定に基づき、この組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知するものとする。この場合において、当該共済契約者からその不足する部分の金額の支払があったときは、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。

（概算払に係る共済掛金の精算）

- 第19条 第14条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第17条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、規則第25条の規定に基づき、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までに、この組合に支払わなければならない。

（延滞金）

- 第20条 この組合は、共済契約者が第17条第3項又は前条第2項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（共済掛金の相殺の禁止）

- 第21条 法第83条の規定に基づき、共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

（共済証書の交付）

- 第22条 法第84条の規定に基づき、この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

(共済責任期間)

第23条 法第109条の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済の共済責任期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周年操業をする漁業以外の漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の漁業時期又は養殖時期の開始する日以前のこの組合が指定する日から当該漁業の漁業時期又は養殖時期の終了する日以後のこの組合が指定する日までの期間とする。
 - 二 周年操業をする漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、この組合が指定する日から1年間とする。ただし、都道府県知事が法第105条第1項第1号ロ及び法第108条第4項の規定により定める一定の水域若しくは区域又は加入区において同一の漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（包括継続申込特約をしていない場合に限る。）であつて、当該変更をする日の1年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間とするときは、この組合が指定する日からこの組合が指定する日までの期間とする。
- 2 この組合は、前項の規定により共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る被共済資格者（第二号漁業加入団体にあつては、その構成員）を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

(共済金額)

第24条 法第110条の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済の共済金額は、その共済限度額を超えない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

- 2 長期継続契約の共済金額は、共済限度額に当該長期継続契約に係る長期当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、次に掲げる事由があるときは、これを変更することができるものとする。
 - 一 当該契約割合が第5項において定める契約割合を下る場合
 - 二 別記第1の純共済掛金率、別表第1の1の大型化修正割合又は別表第1の2の限度額率若しくは金額修正係数（規則第51条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定める割合をいう。以下同じ。）が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合
- 3 前項の長期当初契約の契約割合以外の割合は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める範囲とする。
 - 一 前項第1号に掲げる事由のみに該当する場合 第5項において定める共済限度額に乘ずべき割合に相当する割合
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 次の全てに該当する範囲
 - イ 長期当初契約の契約割合（当該割合がロの割合を下る場合は、ロの割合）を超えない範囲
 - ロ 第5項において定める共済限度額に乘ずべき割合を下らない範囲
 - ハ 前項第2号に掲げる事由によって割合の変更を行う場合にあつては、当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項第2号に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じて得た割合を下らない範囲
- 4 長期継続契約の1年目及び2年目（当該長期継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目及び2回目）の契約割合は、前項の規定によるほか、被共済者が自己の責めに帰する事由がなくて、当該長期継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の共済責任期間においてこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該共済契約に係る純共済掛金に相当する部分の金額に満たない額であるときは、長期継続申込特約にかかわらず、直前契約の契約割合に100分の20を超えない割合を加えて得た割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済限度額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。
- 5 第一号漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済金額は、令第13条の規定に基づき、共済限度額に100分の40を乗じて得た金額を下って定めることができない。

(共済限度額)

第25条 共済限度額は、共済契約ごとに、基準生産金額に別表第1の2に掲げる限度額率を乗じて得た金額とし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

- 一 包括継続申込特約をする共済契約の場合 別表第1の2に掲げる限度額率から5%を差し引いて得た割合

- 二 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約であつて、対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業の種類（以下「主たる漁業」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額以上である場合 主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第1の2の中欄に掲げる割合
- 三 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約であつて、主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合 主たる漁業の属する漁業の区分に応じそれぞれ別表第1の2の中欄に掲げる割合と主たる漁業の次に生産金額の大きい漁業の種類（以下「従たる漁業」という。）の属する漁業の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を総平均して得た割合
- 2 長期継続契約の共済限度額の上限金額及び下限金額の算出は、直前契約の共済限度額（次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定める額）に上限金額にあつては1.3を、下限金額にあつては0.9（当該地域における漁業事情を勘案してこの組合が令第14条に規定する規則第51条で定めるところにより算出される金額と異なる金額をこの組合が定める金額として定めようとする共済契約にあつては、0.3。以下同じ。）をそれぞれ乗じてするものとする。
- 一 ほたて貝けた網漁業に係る共済契約である場合 別表第1の3の備考イの算式によって算出した額
- 二 第4条第2号ソからネに掲げる漁業以外の漁業に属する漁業の種類に係る共済契約であつて当該共済契約に係る漁船の合計総トン数（共済契約者が漁業者集団契約である場合にはその構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数）が増加したことにより当該継続契約において生産金額の増加が認められる場合 別表第1の3の備考ロの算式によって算出した額
- 三 第4条第3号各号に属する養殖業の種類に係る共済契約の場合 別表第1の3の備考ハの算式によって算出した額
- 四 直前契約に係る共済責任期間を規則第49条ただし書の規定により規則第49条ただし書第2号に定める期間とした場合 共済契約者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（第4条第1号又は第2号に掲げる漁業に属する漁業の種類に於いては当該共済責任期間の開始日の2月前の日）前5年間における令第14条に規定する期間の操業に係る月ごとの生産金額を勘案して当該共済責任期間を1年間とした場合における共済限度額（前3号に該当する場合にあつては当該各号によって算出した額）に相当する額
- 五 継続契約に係る共済責任期間を規則第49条ただし書の規定により同条ただし書第2号に定める期間とした場合 共済契約者の営む当該漁業の当該直前契約に係る責任期間の開始日（第4条第1号又は第2号に掲げる漁業に属する漁業の種類に於いては当該共済責任期間の開始日の2月前の日）前5年間における令第14条に規定する期間の操業に係る月ごとの生産金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を同号に定める期間とした場合における共済限度額（第1号から第3号までに該当する場合にあつては、当該各号によって算出した額）に相当する額
- 3 2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約についての前項の規定の適用については、同項柱書中「共済限度額（次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定める額）」とあるのは、「共済限度額を算出するために第26条第1項第4号イ若しくはロ又は第5号に規定する算出方法（第1号から第3号までに掲げる場合に該当する漁業の種類に係る部分にあつてはそれぞれ当該各号に規定する算出方法）によりそれぞれ算出した金額を基準とし、法第111条第1項の規定により得た共済限度額（第4号又は第5号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定める額）」とし、同項第4号及び第5号並びに別表第1の3の備考イから同表の備考ハまで中「共済限度額」とあるのは、「共済限度額を算出するために第26条第1項第4号イ若しくはロ又は第5号に規定する算出方法によりそれぞれ算出した金額」とし、同項第4号及び第5号中「に該当する場合にあつては当該各号によって算出した額」とあるのは、「に掲げる場合に該当する漁業の種類に係る部分にあつてはそれぞれ当該各号によって算出した額」とする。

<作成上の注意>

- ・包括継続申込特約を実施しない組合又はほたて貝けた網漁業に係る漁獲・特定養殖共済を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（基準生産金額）

第26条 基準生産金額は、共済契約ごとに、次に掲げる金額を基礎とし、別表第1の2に掲げる金額修正係数を乗じて得た金額を基準とし、この組合が別に定める漁獲・特定養殖共済引受基準により、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、近似被共済資格者の営む当該漁業の過去5年間の操業に係る生産金額その他当該地域における漁業事情を勘案して定めるものとする。

- 一 第一号漁業

共済契約ごとに共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日の2月前の日。次号において同じ。）前5年間の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が第一号漁業加入組員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のも及び最低のものを除く3年間の生産金額（非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して得た金額

二 第二号漁業

イ 共済契約ごとに共済責任期間の開始日前5年間の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が第二号漁業加入団体のときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の操業に係る生産金額の合計額とし、かつ、その合計総トン数（被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数の合計。以下この号及び第4号において同じ。）が当該共済契約に係る当該漁船の合計総トン数を下回る漁船を使用して操業した年あつては、大型化修正生産金額。以下この号において同じ。）のうち最高のも及び最低のものを除く3年間の生産金額（非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して得た金額

ロ ぶり飼付漁業にあつては、イの規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済責任期間の開始日前5年間の操業に係る年ごとの生産金額のうち最高のも及び最低のものを除く3年間の生産金額（非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額のうち最高のものを除く生産金額）を総和平均して得た金額

ハ 定置漁業にあつては、イの規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む同位置定置漁業の操業に係る年ごとの生産金額（被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該同位置定置漁業の操業に係る生産金額の合計額。以下この号において同じ。）のうち最高のも及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業の操業が行われなかった年があるときは、これを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額）を総和平均して得た金額

三 特定養殖業

共済契約ごとに当該共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たり生産金額のうち最高のも及び最低のものを除く3年間の生産金額（当該期間のうちに非操業年若しくは異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて得た金額

四 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約にあつては次に掲げる金額を合計して算出するもの

イ 当該共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む全ての対象漁業（特定養殖業に属する養殖業の種類を養殖業を除く。）の操業に係る年ごとの生産金額（当該対象漁業に含まれる漁業の種類に於いて第1号及び第2号にそれぞれ規定する年ごとの生産金額をいう。以下この号において同じ。）を合計したもののうち最高のも及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年若しくは異常操業年（被共済資格者が第一号漁業加入組員又は第二号漁業加入団体であるときは、非操業年若しくは異常操業年又は全員非操業年若しくは全員異常操業年）又は同位置定置漁業の操業が行われなかった年があるときは、これらを除いた期間の操業に係る年ごとの生産金額を合計したもの）を総和平均して算出した金額

ロ 当該共済責任期間の開始日前5年間の当該被共済資格者の営む対象漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類を養殖業ごとに、当該養殖業の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額のうち最高のも及び最低のものを除いたもの（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間の養殖に係る年ごとの養殖単位当たりの生産金額）を総和平均し、これに当該共済責任期間の開始時における養殖単位の数量を乗じて算出した金額

五 二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約（特定養殖業に属する養殖業の種類を養殖業を含むものに限る。）にあつて、当該共済責任期間の開始日前5年間（当該期間のうちに非操業年又は異常操業年があるときは、これらを除いた期間）の当該被共済資格者の営む対象漁業のうち特定養殖業に属する養殖業の種類を養殖業ごとの年ごとの養殖単位の数量が当該共済責任期間の開始時における当該養殖業ごとの養殖単位の数量とおおむね同一である場合は、前号の規定にかかわらず前号イの規定の例により算出した金額

2 前項の規定により算出された金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 包括継続契約に係るものについては、第1項の規定は適用しない。

<作成上の注意>

- ・包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(通常行うべき管理等の義務)

第27条 法第85条第1項の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る被共済者（第一号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第二号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。次条において同じ。）は、当該共済契約に係る漁業の漁獲又は養殖に係る水産動植物について、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

- 2 法第85条第2項の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る被共済者（第一号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第二号漁業加入団体にあってはその構成員）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行える場合において、通常の中漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠ってはならない。
- 3 第一号漁業に属する漁業に係る漁獲・特定養殖共済にあっては、被共済者（第一号漁業加入組合員にあっては、その構成員たる中小漁業者を含む。以下この項において同じ。）は当該共済契約に係る漁業の目的とする水産動植物の成育を阻害する物の除去その他当該水産動植物の成育する漁場の管理で当該被共済者が通常行うべきものを怠ってはならない。

(損害防止等の処置の指示)

第28条 この組合は、法第86条の規定に基づき、漁獲・特定養殖共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る漁業の漁獲又は養殖に係る水産動植物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、規則第28条の規定に基づき、その指示に基づき処置をしたため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第29条 法第87条の規定に基づき、被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業につき、次に掲げる事項を記入しておかなければならない。ただし、当該被共済者（第一号漁業加入組合員及び第二号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。以下この条において同じ。）が、当該共済契約に係る漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物（当該被共済者が加工する当該漁業に係る水産動植物の加工品を含む。以下この項において同じ。）をこの組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はこの組合が指定するものに販売し、又は販売を委託する場合にあっては、第1号に掲げる事項について、この組合の組合員たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該被共済者の出港、寄港又は帰港の状況を把握している場合にあっては、第4号に掲げる事項について、記入を省略することができる。

- 一 漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売日ごとの販売市場（又は販売先）別及び種類別の販売数量及び販売金額
 - 二 販売以外の方法により処分した漁獲又は養殖に係る水産動植物（通常の処分量を超える処分に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物に限る。）の処分の日ごとの種類別処分数量及び処分方法
 - 三 前号に掲げる事項のほか、販売できなくなった漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売できなくなった日ごとの種類別数量及びその理由
 - 四 第二号漁業に属する漁業のうち漁船により行うものにあつては、共済責任期間中において当該漁船が出港し、寄港し、又は帰港した日及びその港の名称
- 2 被共済者は、その共済契約に係る漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物について、販売市場（又は販売先）別の販売金額、前項第2号に規定する種類別処分数量及び同項第3号に規定する種類別数量を取りまとめておき、共済責任期間が終了した後（この組合が報告を求めたときは、その都度）、遅滞なく通知しなければならない。
 - 3 被共済者は、この組合が共済事故による損失を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る漁業についての操業の状況又は漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売、保管等の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、その求められた事項に関しこの組合に通知しなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知)

第30条 法第88条の規定に基づき、被共済者は、第39条第2項の規定により通知をすべき事項を除き、第9条の申込書に記載した事項のうち、漁船の規模の変更については遅滞なく、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(共済金)

第31条 第一号漁業、第二号漁業並びに特定養殖業に係る漁獲・特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額（被共済者が第一号漁業加入組員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額の合計額とし、被共済資格者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額の合計額とする。以下この条において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

共済金 = (共済限度額 - 生産金額) × 填補率 × 契約割合

填補率は、規則第55条の規定に基づき、次の表に定めるとおりとする（以下この条及び次条において同じ。）。

区分		填補率
第一号漁業		0.7
第二号漁業		0.8
特定養殖業		
二以上の漁業の種類を一括して 対象とする共済契約	主たる漁業の種類が生産金額 ≥ 全ての対象漁業の生産金額 × 2/3	主たる漁業の種類の填補率
	上記以外	主たる漁業及び従たる漁業の填補率の総和平均した率

(共済金の支払に関する填補の方式)

第32条 漁獲・特定養殖共済の共済金の支払に関し次に掲げる填補の方式の共済契約に係るものの共済金は、前条の規定にかかわらず、当該方式において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該方式ごとに定められた算式により算出して得た金額とする。

一 約定限度内填補方式に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額について共済限度額の3割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

(1) 事故額が共済限度額に対して3割以下の場合

共済金 = 事故額 × 填補率 × 契約割合

(2) 事故額が共済限度額に対して3割を超える場合

共済金 = (共済限度額 × 0.3) × 填補率 × 契約割合

ロ 事故額について共済限度額の2割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「2割」に、「0.3」を「0.2」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額について共済限度額の1割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「1割」に、「0.3」を「0.1」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

二 支払上限付低事故不填補方式に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故額が共済限度額の3割に相当する額（以下イにおいて「基準金額」という。）を超えた部分につき、共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

(1) 事故額が共済限度額に対して3割を超え5割以下の場合

共済金 = (事故額 - 基準金額) × 填補率 × 契約割合

(2) 事故額が共済限度額に対して5割を超える場合

共済金 = (共済限度額 × 0.2) × 填補率 × 契約割合

ロ 事故額が共済限度額の2割に相当する額（以下ロにおいて「基準金額」という。）を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「2割」に、「0.2」を「0.3」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

ハ 事故額が共済限度額の1割に相当する額（以下ハにおいて「基準金額」という。）を超えた部分につき共済限度額の5割に相当する額を限度として共済金を支払う方式を選択した場合

上記イの規定中、「3割」を「1割」に、「0.2」を「0.4」にそれぞれ読み替えて算定して得た額

三 地震等限定填補方式に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

共済金＝（事故額－（共済限度額×0.3））×填補率×契約割合

四 地震等比例填補付約定限度内填補方式に係るものの共済金の金額は、次の算式により算出して得た金額とする。

イ 事故対象地震等により第2条第14号イからハマまでに掲げる操業の制限を受け、かつ、事故額が共済限度額に対して3割を超える場合

共済金＝事故額×填補率×契約割合

ロ イ以外の場合 約定限度内填補割合の選択に応じて読み替えて適用する第1号イの算式により算出して得た金額

<作成上の注意>

・填補方式の一部を実施しない組合にあっては、所要の見直しを加えること。

（共済金の仮渡し）

第33条 規則第37条の規定に基づき、この組合は、漁獲・特定養殖共済につき損失の発生が確実であると認められるときは、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において、共済金の仮渡しをすることができる。

<作成上の注意>

・3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（免責事由）

第34条 法第93条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合には、この組合は、漁獲・特定養殖共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 共済契約者が、悪意又は重大な過失があった場合によって第9条の申込書に不実の記載をしたとき。

二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第14条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第17条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第2回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三 被共済者（第一号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第二号漁業加入団体にあってはその構成員を含む。次号及び第5号において同じ。）が、第27条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。

四 被共済者が、第28条前段の規定による指示に従わなかったとき。

五 被共済者が、第29条第1項の規定により帳簿を備えて当該共済契約に係る漁業につき、必要な記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、又は同条第2項若しくは第3項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

六 第二号漁業に属する漁業のうち漁船により行うものに係る漁獲・特定養殖共済にあっては、被共済者が、漁船の規模を変更したため第30条の規定により通知をすべき場合又は申込書に記載した事項に変更があったときにおいて、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

七 被共済者が、第39条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

八 共済契約に係る漁業につき第39条第1項に規定する変更による危険の著しい変更又は増加があった場合以外の場合であって、被共済者（第一号漁業加入組合員にあってはその構成員たる中小漁業者、第二号漁業加入団体にあってはその構成員。）が、以下に掲げる場合に該当するとき。

イ 気象上の原因、地震若しくは噴火による災害（以下「天災」という。）又は著しい不漁（有害生物の回遊による漁獲妨害を含み、魚価の下落を除く。）、著しい病害又は赤潮の発生により、この組合が定める日数（15日以上の日数で、操業することができない期間として相当と認めた日数をいう。以下同じ。）以上操業することができなかつたとき。

ロ 天災により漁船、定置漁具又は養殖施設に事故が生じたことにより、6ヶ月の範囲内でこの組合が定める日数以上操業することができなかつたとき。

ハ 第三者の行為によって生産手段に生じた事故により、この組合が定める日数以上操業することができなかつたとき。

たとき。

ニ 生産手段に生じた事故（第三者の行為によるものは除く。）又は天災以外の事象により、通じて15日以上（共済契約に係る漁業に従事中に生じた被共済者又は乗組員（従事者）の怪我によるものにあつては30日以上）操業することができなかつたとき。

2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が別に定める基準による場合には、この限りでない。

3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第35条 法第94条の規定に基づき、この組合は、漁獲・特定養殖共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

（長期継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し）

第36条 法第124条の2第5項の規定で準用する法第113条の2第7項の規定に基づき、この組合は、継続申込特約が付された場合であつて、被共済者の責めに帰する事由がなく、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該長期当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目（当該当初契約又は継続契約のいずれかに係る共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、4回目）の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分（当該部分が当該長期当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分の金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。）の金額を払い戻すものとする。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第37条 法第89条第1項の規定に基づき、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。）をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 法第89条第2項の規定に基づき、この組合は、前項の申出があつた場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。

（死亡、解散等の場合の共済契約の失効）

第38条 法第90条第2項の規定に基づき、前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、同項に規定する場合以外の場合であつて、当該共済契約に係る漁業の経営の一部を承継させる分割があつたとき、若しくは当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 法第90条第2項の規定に基づき、この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。ただし、当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額（被共済者が第一号漁業加入組合員であるときは、その構成員たる中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額とし、被共済者が第二号漁業加入団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業

の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額とする。)がその共済限度額に100分の90を乗じて得た金額を超えているときは、この限りでない。

(共済契約の解除)

第39条 法第91条第1項の規定に基づき、この組合は、漁獲・特定養殖共済の共済契約に係る漁業につき、以下に掲げるものがあつたことで通常、生産金額の減少をもたらすものであつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる(気象上又は海象上の原因(地震及び噴火を含む。))による漁場の条件の変更及び漁業時期の開始する日(周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日)以前の漁船(附属漁船を除く。以下この項において同じ。)の規模の変更(変更後の漁船の規模が当該共済契約に係る当該共済責任期間の開始日前5年間の当該漁業に使用した漁船のうち最も規模の大きいものを下回らない場合に限る。)を除く。)

- 一 漁場の位置及び区域その他の漁場の条件、漁船の規模、性能及び装備並びに漁具の規模及び性能の変更
- 二 漁業従事者(第一号漁業加入組合員にあつては、その構成員たる中小漁業者)の数、操業を指揮する者、漁業時期及び漁法の変更
- 三 操業の制限の変更
- 四 基本的な養殖の方法の変更

2 法第91条第2項の規定に基づき、被共済者は、当該共済契約に係る漁業につき、前項に規定する基本的な操業の条件、漁場の条件又は基本的な養殖の方法のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。

3 法第91条第3項の規定に基づき、第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する基本的な操業の条件、漁場の条件又は基本的な養殖の方法のいずれかに変更があつたことを知つた日から30日を経過したときは、することができない。

4 法第91条第4項の規定に基づき、この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該基本的な操業の条件の変更、当該漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更が当該被共済者(第一号漁業加入組合員又は第二号漁業加入団体にあつてはその構成員を含む。以下この項において同じ。)の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。

(解散による共済契約の失効)

第40条 法第92条第1項の規定に基づき、この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、漁獲・特定養殖共済に係る共済契約は、その効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、法第92条第2項の規定に基づき、この組合は、第38条第2項ただし書に該当する場合を除き、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分を払い戻すものとする。

(共済契約の無効の効果)

第41条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

(消滅時効)

第42条 法第96条の規定に基づき、共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行つた時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(生産金額の認定)

第43条 規則第52条の2及び同規則第52条の3の規定に基づき、第2条、第3条、第16条、第25条、第26条、第31条、第38条及び第39条の生産金額は、この組合が認定する金額によるものとする。

2 この組合が認定する収入とみなされるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げ(蓄養いけすへの移替えその他陸揚げに準ず

るものを含む。以下次号及び第3号において同じ。)を行う前に暴風雨その他やむを得ない事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、若しくは廃棄され、又は損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したことによる損害に対し支払われた又は支払われるべき保険金その他の給付金

二 当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行った後に前号に規定する事由以外の事由により滅失し、流失し、逃亡し、若しくは腐敗し、又は廃棄されたもの及び陸揚げされたものの販売されなかったもの(現物給与、贈与及び家事消費に係るものにあつては、通常量を超えるものに限る。)の時価(当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。)による評価額

三 当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物が陸揚げを行う前又は陸揚げを行った後に第1号に規定する事由以外の事由により損傷し、又は鮮度若しくは品質が低下したものの時価(当該漁獲又は養殖に係る水産動植物が損傷せず、又はその鮮度が低下しないで販売されるとしたならばそれによることとされる価格をいう。)による評価額から当該漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額を差し引いて得た額

四 当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の数量又は品質が通常量の当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物より減少又は低下したことによる損失に対し支払われた又は支払われるべき賠償金

3 規則第52条の3の規定に基づき、この組合が生産金額を認定するには、当該漁業の操業に係る漁獲又は養殖に係る水産動植物の販売金額の合計額を基準とし、次に掲げる事項を勘案して算定した金額に、前項の規定により収入とみなされるものの金額を加えて得た金額により行われなければならない。

一 当該水産動植物の販売方法及び販売場所その他の販売事情

二 事故その他の事由による当該水産動植物の品質の低下又は品質の低下の有無に係る状況が正しく認識されないことに起因する当該水産動植物の販売価格の低下による損失に対し支払われた若しくは支払われるべき賠償金の支払の状況

4 この組合は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は市場において卸売の業務を行う者に対し、第1項の認定のため必要と認められる資料の提供その他必要な協力を求めるものとする。

第3章 養殖共済

(定義)

第44条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。
- 二 自営漁協 この組合の組合員であって、水産業協同組合法第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協同組合をいう。
- 三 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- 四 契約割合 養殖共済に係る共済契約において、共済金額の共済価額に対する割合をいう。
- 五 養殖水産動植物 養殖中の水産動植物をいう。
- 六 養殖施設 水産動植物の養殖の用に供する施設をいう。
- 七 単位漁場区域 法第118条第1項に基づき都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域をいう。
- 八 事業場 法第118条第1項の事業場をいう。
- 九 損害数量 損害に係る養殖共済の共済目的の数量（当該共済目的たる養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量）であって、第82条の規定によってこの組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量以外のものをいう。
- 十 直前数量 この組合が当該共済目的の通常の減耗を勘案して算定する当該共済事故発生の直前の数量（当該共済目的たる養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量。以下同じ。）をいう。
- 十一 通常填補方式 第48条第1項に係る共済事故を填補する方式をいう。
- 十二 全病害不填補方式 疾病による死亡を共済事故としない填補の方式であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 法第115条第3項の規定に基づき、第46条第2項第6号イ、第12号から第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる養殖業ごとに、疾病による死亡を共済事故としないもの
 - ロ 法第118条の2第1項の規定に基づき、被共済資格者から第46条第2項第1号から第5号まで、第6号ロ及びハ、第7号から第11号まで、第15号及び第19号に掲げる養殖業ごとに、共済契約の締結の申込みと同時に申出があり、疾病による死亡の全てを共済事故としないこととしたもの
- 十三 特定病害不填補方式 法第118条の2第1項の規定に基づき、被共済資格者から次の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、共済契約の締結の申込みと同時に申出があり、それぞれ同表の右欄に掲げる疾病（以下「特定疾病」という。）による死亡を共済事故としないこととしたものをいう。

養殖業の種類	疾病
小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業及び小割り式3年魚はまち養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業及び小割り式3年魚たい養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式さけ・ます養殖業	肝臓障害、ビブリオ病、せつそう病、細菌性腎臓病
小割り式2年魚ふぐ養殖業及び小割り式3年魚ふぐ養殖業	白点病、トリコジナ症
小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業及び小割り式3年魚かんばち養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業及び小割り式3年魚すずき養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式2年魚ひらまさ養殖業及び小割り式3年魚ひらまさ養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式まあじ養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業及び小割り式3年魚しまあじ養殖業	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

- 十四 異常な赤潮 赤潮のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（陸地において営む養殖業に係るものを除く。）をいう。
- イ 単位漁場区域内における当該赤潮の発生から消滅までの期間が10日を超えること。
 - ロ 単位漁場区域内における養殖共済の共済目的のうち異常な赤潮による損害を填補する旨の特約の対象となるものの2分の1以上が当該赤潮により死亡したこと。
 - ハ 当該赤潮の発生範囲及び当該赤潮を構成する生物の種類、密度等が通常の赤潮と異なること。
- 十五 赤潮特約 法第123条第2項ただし書の規定に基づき、異常な赤潮による損害を填補する旨の特約をいう。
- 十六 病害低填補方式 法第124条第4項の規定に基づき、共済事故の原因が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合において、その損害額に2分の1を乗じて得た金額により共済金を支払う特約に係る填補の方式をいう。
- 十七 低損害填補特約 法第124条第3項の規定に基づき、第46条第2項第3号から第19号までに掲げる養殖業ごとに、損害数量が直前数量に100分の10を乗じて得た数量以上である場合に共済金を支払う特約をいう。
- 十八 網いけす特約 法第124条第5項の規定に基づき、第46条第2項第3号から第17号までに掲げる養殖業の種類に係る養殖共済であって、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る網いけすごとの共済目的の数量（第82条の規定によって組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該網いけすごとの当該共済目的の数量に100分の80を乗じて得た数量以上である場合に支払う特約をいう。
- 十九 継続申込特約 法第124条の2の規定に基づき、養殖共済（うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済を除く。）に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあったものとする特約をいう。
- 二十 当初契約 継続申込特約を付した1年目の契約をいう。
- 二十一 継続契約 継続申込特約により申込みがあったものとされる2年目、3年目及び4年目の契約をいう。
- 二十二 未経過期間割合 共済責任期間のうちまだ経過していない期間の共済責任期間に対する割合をいう。
- 二十三 漁場移動特約 令第22条第2号の規定に基づき、第46条第2項第1号から第17号までに掲げる養殖業ごとに、共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みをしようとする者から当該申込みの際当該共済契約に係る共済責任期間中に共済目的たる養殖水産動植物を当該単位漁場区域以外の区域に移す旨をこの組合に申し出てあらかじめその承諾を得てその申し出たところに従い移されたものに生じた損害を填補するための特約をいう。

<作成上の注意>

- ・実施しない養殖業のある組合又は各填補の方式若しくは各特約の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（養殖共済の内容）

第45条 養殖共済は、被共済者が営む養殖業に係る養殖水産動植物がその養殖中に流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（養殖共済の対象とする養殖業及び養殖共済の区分）

第46条 この組合が行う養殖共済の対象とする養殖業は、令第18条に規定するかき養殖業、真珠養殖業、はまち養殖業、たい養殖業、さけ・ます養殖業、ふぐ養殖業、かんぱち養殖業、すずき養殖業、ひらまさ養殖業、まあじ養殖業、しまあじ養殖業、まはた養殖業、すぎ養殖業、まさば養殖業、くろまぐろ養殖業、めばる養殖業、かわはぎ養殖業、ひらめ養殖業及びうなぎ養殖業とする。

2 この組合が行う養殖共済の対象とする養殖業の種類による区分は、令第19条各号の区分に基づき、次のとおりとする。

- 一 かき養殖業については、かき養殖業（縄等により垂下して行いかき養殖業であって、種苗を生産することを目的とするもの及び第4条第3号へに規定する特定かき養殖業を除く。以下同じ。）とする。
- 二 真珠養殖業については、次に掲げるとおりとする。
 - イ 1年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝で施術の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定

- める日（以下「真珠特定日」という。）までのものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 2年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝で真珠特定日の翌日以後のものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
- 三 はまち養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚はまち養殖業（ぶりでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ぶり特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式2年魚はまち養殖業（ぶりでぶり特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ハ 小割り式3年魚はまち養殖業（ぶりでぶり特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 四 たい養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚たい養殖業（まだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい（以下「まだい等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まだい等特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式2年魚たい養殖業（まだい等でまだい等特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ハ 小割り式3年魚たい養殖業（まだい等でまだい等特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 五 さけ・ます養殖業については、小割り式さけ・ます養殖業（ぎんざけ、にじます又はさくらます（以下「ぎんざけ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。
- 六 ふぐ養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ふぐ特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式2年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふぐ特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ハ 小割り式3年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふぐ特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 七 かんばち養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚かんばち養殖業（かんばちでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「かんばち特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式2年魚かんばち養殖業（かんばちでかんばち特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ハ 小割り式3年魚かんばち養殖業（かんばちでかんばち特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 八 すずき養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚すずき養殖業（すずきでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「すずき特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式2年魚すずき養殖業（すずきですずき特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ハ 小割り式3年魚すずき養殖業（すずきですずき特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 九 ひらまさ養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式2年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「ひらまさ特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- ロ 小割り式3年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでひらまさ特定日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

- 十 まあじ養殖業については、小割り式まあじ養殖業（まあじの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。
- 十一 しまあじ養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式1年魚しまあじ養殖業（しまあじでふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「しまあじ特定日」という。）までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ロ 小割り式2年魚しまあじ養殖業（しまあじでしまあじ特定日の翌日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ハ 小割り式3年魚しまあじ養殖業（しまあじでしまあじ特定日の翌日から1年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十二 まはた養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式2年魚まはた養殖業（まはた、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「まはた等特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ロ 小割り式3年魚まはた養殖業（まはた等でまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ハ 小割り式4年魚まはた養殖業（まはた等でまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ニ 小割り式5年魚まはた養殖業（まはた等でまはた等特定日から3年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十三 すぎ養殖業については、小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ）とする。
- 十四 まさば養殖業については、小割り式まさば養殖業（まさばの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。
- 十五 くろまぐろ養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「くろまぐろ特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ロ 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでくろまぐろ特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ハ 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでくろまぐろ特定日から2年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ニ 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでくろまぐろ特定日から3年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十六 めばる養殖業については、次に掲げるとおりとする。
- イ 小割り式2年魚めばる養殖業（めばる又はくろそい（以下「めばる等」という。）でふ化の年の翌年（8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日（以下「めばる等特定日」という。）から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ロ 小割り式3年魚めばる養殖業（めばる等でめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
 - ハ 小割り式4年魚めばる養殖業（めばる等でめばる等特定日から2年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）
- 十七 かわはぎ養殖業については、小割り式かわはぎ養殖業（かわはぎ又はうまづらはぎ（以下「かわはぎ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。
- 十八 ひらめ養殖業については、ひらめ陸上養殖業（陸地において営む養殖業（海水を養殖の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、ひらめの幼魚を養殖池（水槽を含む。以下同じ。）に放養して行うものをいう。以下同じ。）とする。
- 十九 うなぎ養殖業については、うなぎ養殖業（にほんうなぎの幼魚を養殖池に放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

- 3 前項の真珠特定日、ぶり特定日、まだい等特定日、ふぐ特定日、かんぱち特定日、すずき特定日、ひらまさ特定日、しまあじ特定日、まはた等特定日、くろまぐろ特定日及びめばる等特定日は、別表第2の1の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内においてこの組合が指定する日とする。
- 4 この組合は、前項の規定により特定日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖業を営む被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

＜作成上の注意＞

- ・実施しない養殖業のある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（養殖共済の共済目的）

第47条 養殖共済の共済目的は、令第20条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる養殖水産動植物とする。

養殖業の種類	養殖水産動植物
かき養殖業	かき(本垂下後のものに限る。以下同じ。)
1年貝真珠養殖業	真珠貝(本垂下後のもので真珠特定日までのものに限る。)
2年貝真珠養殖業	真珠貝(本垂下後のもので真珠特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式1年魚はまち養殖業	ぶり(本養殖しているものでぶり特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚はまち養殖業	ぶり(本養殖しているものでぶり特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚はまち養殖業	ぶり(本養殖しているものでぶり特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式1年魚たい養殖業	まだい等(本養殖しているものでまだい等特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚たい養殖業	まだい等(本養殖しているものでまだい等特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚たい養殖業	まだい等(本養殖しているものでまだい等特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式さけ・ます養殖業	ぎんざけ等(本養殖しているもので海面養殖の開始の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日(以下「ぎんざけ等特定日」という。)までのものに限る。)
小割り式1年魚ふぐ養殖業	とらふぐ(本養殖しているものでふぐ特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚ふぐ養殖業	とらふぐ(本養殖しているものでふぐ特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚ふぐ養殖業	とらふぐ(本養殖しているものでふぐ特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式1年魚かんぱち養殖業	かんぱち(本養殖しているものでかんぱち特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚かんぱち養殖業	かんぱち(本養殖しているものでかんぱち特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚かんぱち養殖業	かんぱち(本養殖しているものでかんぱち特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式1年魚すずき養殖業	すずき(本養殖しているものですずき特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚すずき養殖業	すずき(本養殖しているものですずき特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚すずき養殖業	すずき(本養殖しているものですずき特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式2年魚ひらまさ養殖業	ひらまさ(本養殖しているものでひらまさ特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚ひらまさ養殖業	ひらまさ(本養殖しているものでひらまさ特定日から1年を経過し

	た日から1年以内のものに限る。)
小割り式まあじ養殖業	まあじ(本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日(以下「まあじ特定日」という。)までのものに限る。)
小割り式1年魚しまあじ養殖業	しまあじ(本養殖しているものでしまあじ特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚しまあじ養殖業	しまあじ(本養殖しているものでしまあじ特定日の翌日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚しまあじ養殖業	しまあじ(本養殖しているものでしまあじ特定日の翌日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式2年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式4年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式5年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式すぎ養殖業	すぎ(本養殖しているものでふ化の年の翌年(8月から12月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年)の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日(以下「すぎ特定日」という。)から1年以内のものに限る。)
小割り式まさば養殖業	まさば(本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日(以下「まさば特定日」という。)から1年以内のものに限る。)
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ(本養殖しているものでくろまぐろ特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ(本養殖しているものでくろまぐろ特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ(本養殖しているものでくろまぐろ特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	くろまぐろ(本養殖しているものでくろまぐろ特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式2年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式4年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ等(本養殖しているものでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとにこの組合が定める日(以下「かわはぎ等特定日」という。)から1年以内のものに限る。)
ひらめ陸上養殖業	ひらめ(本養殖しているものでふ化の年(八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年)の事業場ごとにこの組合が定める日(以下「ひらめ特定日」という。)から1年以内のものに限る。)
うなぎ養殖業	にほんうなぎ(本養殖しているものでふ化の年の翌々年の事業場ごとにこの組合が定める日(以下「にほんうなぎ特定日」という。)までのものに限る。)

2 前項のぎんざけ等特定日、まあじ特定日、すぎ特定日、まさば特定日、かわはぎ等特定日、ひらめ特定日及び

にほんうなぎ特定日については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

<作成上の注意>

- ・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(養殖共済の共済事故)

第48条 養殖共済の共済事故は、法第115条第2項の規定に基づき、養殖中における死亡、滅失、流失及び逃亡とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる養殖業の種類に係る同表の右欄に掲げる養殖水産動植物については、法第115条第3項の規定に基づき、疾病による死亡を共済事故としない。

養殖業の種類	養殖水産動植物
小割り式1年魚ふぐ養殖業	とらふぐ(本養殖しているものでふぐ特定日までのものに限る。)
小割り式2年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式4年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式5年魚まはた養殖業	まはた等(本養殖しているものでまはた等特定日から3年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式すぎ養殖業	すぎ(本養殖しているものですぎ特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式まさば養殖業	まさば(本養殖しているものでまさば特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式2年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から1年以内のものに限る。)
小割り式3年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から1年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式4年魚めばる養殖業	めばる等(本養殖しているものでめばる等特定日から2年を経過した日から1年以内のものに限る。)
小割り式かわはぎ養殖業	かわはぎ等(本養殖しているものでかわはぎ等特定日から1年以内のものに限る。)
ひらめ陸上養殖業	ひらめ(本養殖しているものでふ化の年(八月から十二月までの間にふ化したもの)にあっては、ふ化の年の翌年の事業場ごとにひらめ特定日から1年以内のものに限る。)

<作成上の注意>

- ・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の成立)

第49条 法第80条の規定に基づき、養殖共済に係る共済契約は、第46条第2項各号に定める養殖業の種類ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第53条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

(被共済資格者)

第50条 法第116条第1項の規定に基づき、養殖共済の被共済資格者は、養殖共済の対象とする養殖業の種類

に応じ、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるものとする。

- 2 法第116条第2項の規定で準用する法第105条第2項の規定に基づき、養殖共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第51条 法第117条の規定に基づき、養殖共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第52条 法第118条第1項の規定に基づき、養殖共済については、第46条第2項各号に定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、単位漁場区域内（内水面において営む養殖業及び陸地において営む養殖業においては、一の事業場）においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができるものの全てを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）がある場合にはその全てを共済目的とすることを約する場合でなければ、この組合は、その者と共済契約を締結しないものとする。

- 2 法第118条第2項の規定に基づき、一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的としないものとする。

(共済契約の締結の申込み)

第53条 この組合への養殖共済に係る法第80条の規定に基づく共済契約の締結の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、第46条第2項各号に定める養殖業の種類ごとに、別記様式第2号による申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 前項の申込みに当たっては、第1号から第4号までのいずれかの填補の方式を選択し（第46条第2項第6号イ、第12号から第14号まで及び第16号から第18号までに掲げる養殖業の種類に係る共済契約にあつては、第2号に掲げる填補方式に限る。）、及び第5号から第9号までの特約を付すことを併せて申込みすることができる。ただし、第5号の特約と第7号の特約は、重ねてすることができない。

- 一 通常填補方式
- 二 全病害不填補方式
- 三 特定病害不填補方式
- 四 病害低填補方式
- 五 低損害填補特約
- 六 赤潮特約（〇〇において営む養殖業に限る。）
- 七 網いけす特約
- 八 継続申込特約
- 九 漁場移動特約

- 3 法第124条の2第5項の規定で準用する法第113条の2第3項の規定に基づき、前項第8号の継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき（第88条第4項に該当する場合を除く。）は、その効力を失う。

<作成上の注意>

- ・実施しない養殖業のある組合又は填補方式の一部を実施しない組合にあつては、所要の手直しを加えること。
- ・赤潮特約については、その締結できる水域を明記すること。

(共済契約の引受け)

第54条 この組合は、前条の申込みがあつた場合には、同条の申込書の内容を審査し、この組合が別に定める養殖共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

(申込証拠金)

第55条 この組合は、第46条第2項第1号から第17号までに掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約のうち、単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域に係る養殖業を営む被共済資格者の2分の1以上の者について、同時に共済契約の締結の申込みがなされた場合における当該申込みに係るものについては、この組合が必要と認めるときは、第53条の規定による申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約が成立した場合においてその者が第58条第1項及び第2項の規定によりこの組合に支払うべき金額の見込額に相当する金額の申込証拠金を提供させることができる。

(共済契約の締結に関する制限)

第56条 この組合は、法第81条第1項の規定に基づき、第53条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

2 この組合は、法第81条第2項の規定に基づき、第53条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

(申込証拠金の返還)

第57条 この組合は、第55条の規定により提供させた申込証拠金に係る共済契約の締結を拒んだときは、規則第21条の規定に基づき、遅滞なく、当該申込証拠金を返還するものとする。

(共済掛金の支払)

第58条 養殖共済に係る共済契約者は、法第82条第1項の規定に基づき、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、この組合に共済掛金の全額(第61条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額(同条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)により、これを支払わなければならない。

2 法第120条第4項の規定に基づき、養殖共済に係る共済契約者は、第68条第3項の規定に基づき共済金額の増額をした場合は、その申出の日から15日以内に、この組合に当該増額に係る共済掛金の全額(第61条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額)を支払わなければならない。

3 前2項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。

4 第1項又は第2項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、法第82条第5項の規定に基づき、当該共済契約(第2項の規定によるものについては、当該増額に係る共済金額に相当する部分)は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第59条 養殖共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第2に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。ただし、赤潮特約が付されている共済契約にあつては、当該金額に更に共済金額に別記第2第1項第2号に規定する純共済掛金率を乗じて得た金額を加えて得た金額とする。

2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第2に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。

3 第1項の共済金額に附加共済掛金率(前項の規定により変更された場合を含む。)を乗じて得た金額は、当該金額が200円未満の場合にあつては200円とする。

<作成上の注意>

- ・赤潮特約に係る共済掛金として附加共済掛金を徴収する組合にあつては、所要の手直しを加えること。
- ・附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済掛金の概算金額)

第60条 第58条第1項後段の概算金額は、規則第23条の規定に基づき、当該被共済者の営む当該養殖業又は当該被共済者と当該養殖業に関し近似する事情の存する当該種類の養殖業に係る養殖共済の他の被共済資格者の

営む当該養殖業の養殖に関する過去における実績及び当該共済責任期間における見込みを基礎としてこの組合が定める共済価額の概算額、当該共済契約で定める契約割合並びに当該共済契約に係る共済掛金率又はその概算率により算出した金額とする。

(共済掛金の分割支払)

第61条 養殖共済に係る共済掛金は、法第82条第2項の規定に基づき、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第58条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別の事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合には、分割して支払うことができる。

2 規則第26条の規定に基づき、前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第58条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるとき又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。

3 規則第26条の規定に基づき、共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により、当該共済契約に係る共済責任期間（共済責任期間が1年を超える共済契約については、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日から1年間）の3分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別の事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別の事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

<作成上の注意>

- ・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(申込証拠金の共済掛金への充当等)

第62条 申込証拠金に係る契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者が第58条第1項の規定によりこの組合に支払うべき金額（以下この条において「支払共済掛金の金額」という。）に不足しないときは、規則第21条第2項の規定に基づき、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額を超えるときは、この組合は、遅滞なく、その超える部分の金額を返還するものとする。

2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、規則第21条第3項の規定に基づき、この組合は、遅滞なく、その不足部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知するものとする。この場合において、当該共済契約者からその不足部分の金額の支払があったときは、当該申込証拠金は、その時に支払共済掛金の金額に充当する。

(概算払に係る共済掛金の精算)

第63条 第58条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第61条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、規則第25条の規定に基づき、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

2 第58条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第61条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金につき、その一部の金額を確定することができるようになり、かつ、その一部の金額（既に確定した金額があるときは、その一部の金額とその確定した金額との合計額）が概算金額を超えることが明らかになったときは、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、その超える部分の金額（既に通知した部分の金額を除く。）及びその支払期限を当該共済契約者に通知する

ものとする。

- 3 前2項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までに、この組合に支払わなければならない。

(延滞金)

第64条 この組合は、共済契約者が第61条第3項又は前条第3項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

(共済掛金の相殺の禁止)

第65条 法第83条の規定に基づき、共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済証書の交付)

第66条 法第84条第1項の規定に基づき、この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

(共済責任期間)

第67条 法第119条の規定に基づき、養殖共済の共済責任期間は、当該種類の養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が開始する日としてこの組合が指定する日から当該種類の養殖業に係る標準的な経営において養殖時期が終了する日としてこの組合が指定する日までの期間（周年操業をする当該種類の養殖業（うなぎ養殖業を除く。）に係る養殖共済については、この組合が指定する日から1年間）とする。

- 2 この組合は、前項の規定により共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖業を営む被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

(共済金額)

第68条 法第120条第1項の規定に基づき、養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済契約で定める金額とする。

- 2 前項の共済金額は、共済金が支払われたときは、法第120条第3項の規定に基づき、当該支払に係る共済事故が発生した時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。
- 3 養殖共済の共済価額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、当該追加の日から15日以内にこの組合に申出をし、その増加の割合の範囲内で当該共済契約の共済金額の増額をすることができる。
- 4 継続契約の共済金額は、共済価額に当該継続契約に係る当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、単位当たり共済価額又は別記第2の純共済掛金率が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合は、当初契約の契約割合以外の割合によってすることができる。
- 5 前項の当初契約の契約割合以外の割合は、次の全てに該当する範囲とする。
- 一 当該継続契約の契約割合（当該割合が第2号の割合を下る場合は、第2号の割合）を超えない範囲
 - 二 第7項において定める継続申込特約をすることができる契約割合を下らない範囲
 - 三 当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じて得た割合を下らない範囲
- 6 継続契約の1年目及び2年目の契約割合は、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の契約割合を上回る割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済価額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。
- 7 継続申込特約をすることができる共済契約の契約割合は、100分の30以上とする。

(共済価額)

第69条 法第121条の規定に基づき、前条の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごとに、その単位当たり共済価額に、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がない場合には第1号に掲げる数量を、当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には次の各号に掲げる数

量の合計数量を乗じて得た金額とする。

- 一 当該共済責任期間の開始日（当該開始日において当該共済契約に係る養殖が開始されていない場合には、当該養殖の開始日）における共済目的たる養殖水産動植物の数量（当該養殖水産動植物がかきの場合にあっては、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量とする。以下同じ。）
 - 二 当該共済責任期間中に追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量
- 2 当該共済責任期間中に共済金が支払われた場合における前項の単位当たり共済価額に乘ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて得た数量から当該支払に係る損害数量を差し引いて得た数量とする。
- 3 当該共済責任期間中にこの組合が填補する責めを負わない損害（その損害につき第83条第1項の規定によりこの組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（第46条第2項各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあっては、同一の原因による共済事故によって受けるこの組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量のその通常の減耗を勘案して算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が100分の15（低損害填補特約を付しているものにおいては、100分の10）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業及び陸地において営む養殖業にあっては事業場。以下この項、次項及び第82条第5号において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び漁場移動特約が付されているものを除く。）の補充として追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第1項の単位当たり共済価額に乘ずべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。
- 4 第1項の単位当たり共済価額は、別表第2の2の表の左欄に掲げる共済目的の種類たる養殖水産動植物の区分及び同表の中欄に掲げる単位漁場区域の属する水域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

（通常行うべき管理等の義務）

第70条 法第85条の規定に基づき、養殖共済に係る被共済者は、当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物について、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

（損害防止等の処置の指示）

第71条 法第86条の規定に基づき、この組合は、養殖共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置をしたため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

（被共済者の遵守すべき事項）

第72条 法第87条の規定に基づき、被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、次に掲げる事項を記入しておかななければならない。

一 かき養殖業

イ 共済責任期間の開始日における当該共済契約に係るかきの数量（当該養殖業の用に供されるいかだ又ははえ縄式養殖施設とくい打ち式養殖施設との別に、この組合が別に定める方法により付着器の数に換算して表示される数量。以下この号において同じ。）

ロ 共済責任期間の開始日以後に追加して本垂下された日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ハ 本垂下後に死亡し、滅失し、又は流失した日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ニ 収穫された日ごとの当該共済契約に係るかきの数量

ホ 共済責任期間中において当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係るかきのその日ごとの数量

二 1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業

イ 共済責任期間の開始日における当該共済契約に係る真珠貝（本垂下後のもので真珠特定日までのもの又は本垂下後のもので真珠特定日の翌日から1年以内のものに限る。以下この号において同じ。）の数量

ロ 共済責任期間の開始日以後に追加して本垂下された日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

ハ 本垂下後に死亡し、滅失し、又は流失した日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

ニ 浜揚げされた日ごとの当該共済契約に係る真珠貝の数量

- ホ 共済責任期間中において当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係る真珠貝のその日ごとの数量
- 三 第46条第2項第3号から第17号までに掲げる養殖業
 - イ 共済責任期間の開始日における網いけすごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量
 - ロ 共済責任期間中に本養殖を開始するために網いけすに放した日ごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量
 - ハ 網いけすごとに、当該共済契約に係る養殖水産動植物を当該網いけすから他の網いけすに移され、又は他の網いけすから当該網いけすに移された日ごとのその数量
 - ニ 網いけすごとに、共済責任期間中に当該共済契約に係る養殖水産動植物が死亡し、滅失し、流失し又は逃亡した日ごとのその数量
 - ホ 網いけすごとに、共済責任期間中に収穫された日ごとの当該共済契約に係る養殖水産動植物の数量
 - ヘ 共済責任期間中に当該共済契約に係る単位漁場区域以外の区域に移され、又は当該区域から当該単位漁場区域内に移された当該共済契約に係る養殖水産動植物のその日ごとの数量
- 四 ひらめ養殖業
 - イ 共済責任期間の開始日における養殖池ごとの当該共済契約に係るひらめの数量
 - ロ 共済責任期間中に本養殖を開始するために養殖池に放した日ごとの当該共済契約に係るひらめの数量
 - ハ 養殖池ごとに、当該共済契約に係るひらめを当該養殖池から他の養殖池に移され、又は他の養殖池から当該養殖池に移された日ごとのその数量
 - ニ 養殖池ごとに、共済責任期間中に当該共済契約に係るひらめが死亡し、滅失し、流失し又は逃亡した日ごとのその数量
 - ホ 養殖池ごとに、共済責任期間中に収穫された日ごとの当該共済契約に係るひらめの数量
 - ヘ 共済責任期間中に当該共済契約に係る事業場以外の区域に移され、又は当該区域から当該事業場に移された当該共済契約に係るひらめのその日ごとの数量
- 五 うなぎ養殖業
 - イ 共済責任期間の開始日における養殖池ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量
 - ロ 共済責任期間中に本養殖を開始するために養殖池に放した日ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量
 - ハ 養殖池ごとに、当該共済契約に係るにほんうなぎを当該養殖池から他の養殖池に移され、又は他の養殖池から当該養殖池に移された日ごとのその数量
 - ニ 養殖池ごとに、共済責任期間中に当該共済契約に係るにほんうなぎが死亡し、滅失し、流失し又は逃亡した日ごとのその数量
 - ホ 養殖池ごとに、共済責任期間中に収穫された日ごとの当該共済契約に係るにほんうなぎの数量
 - ヘ 共済責任期間中に当該共済契約に係る事業場以外の区域に移され、又は当該区域から当該事業場に移された当該共済契約に係るにほんうなぎのその日ごとの数量
- 2 被共済者は、第74条の規定により通知をすべき事項を除き、当該共済契約に係る養殖水産動植物について、前項第1号及び第2号にあってはそれぞれロからホまで、同項第3号、第4号及び第5号にあってはそれぞれロからヘまでに掲げる事項に関する記録を取りまとめておき、この組合が報告を求めたときは、遅滞なく通知しなければならない。
- 3 被共済者は、この組合が共済事故による損害を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る養殖業についての養殖の状況、養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は養殖施設についての供用の状況に関し報告又は現場確認を求めたときは、遅滞なく応じなければならない。

<作成上の注意>

- ・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(申込書記載事項の変更の通知)

第73条 法第88条の規定に基づき、被共済者は、第88条第2項の規定により通知をすべき事項を除き、第53条の申込書に記載した事項のうち、共済責任期間の開始日における共済目的たる養殖水産動植物の数量の変更があったときはその変更があった日から15日以内に、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(共済事故発生の通知義務)

第74条 被共済者は、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(共済金)

第75条 法第124条第1項の規定に基づき、養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によって受けた損害数量が、直前数量に100分の15（低損害填補特約を付しているものにあつては、100分の10）を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

(共済金の支払の特例)

第76条 法第124条第2項第2号の規定に基づき、養殖共済において次の表の左欄に掲げる養殖業の種類に係るものについては、この組合が指定した単位漁場区域における同表の右欄に掲げる疾病によって受けた損害に係る養殖水産動植物の共済金は、前条の規定にかかわらず、共済契約ごとに、当該共済事故に係る損害数量が、当該直前数量に100分の15（当該割合に比べて当該単位漁場区域につきこの組合が指定した割合（以下「病害低事故不填補割合」という。）が大きい場合は、その割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額から、当該直前数量に病害低事故不填補割合、単位当たり共済価額及び別記第3に定める割合を乗じて得た金額（以下「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に100分の80を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

養殖業の種類	疾病
かき養殖業	夏期の高水温による環境性疾病(赤潮によるものを除く。)
1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業	夏期の高水温による環境性疾病(赤潮によるものを除く。)
小割り式2年魚ふぐ養殖業及び小割り式3年魚ふぐ養殖業	口白病、ピブリオ病、ヘテロボツリウム症、トリコジナ症

2 前項のこの組合の指定する単位漁場区域は、同項に規定する養殖業の種類ごとに、当該共済責任期間の開始日前3年間のそれぞれの年において、当該単位漁場区域内で営まれている当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物の数量に対する前項の損害に係るものの割合（当該各年のうち赤潮等のため当該割合が著しく小さくなった年その他特別な事由があると認められる年にあつては、当該単位漁場区域の過去における当該割合及び当該単位漁場区域に近隣する区域の事情を勘案して組合が認定する割合をいう。）（以下「病害事故割合」という。）が100分の5以上である単位漁場区域とする。

3 病害低事故不填補割合は、病害事故割合に応じ別記第4により単位漁場区域ごとに指定するものとする。ただし、当該単位漁場区域内において、第1項の表の左欄に掲げる養殖業の種類ごとに、全ての被共済資格者から全病害不填補方式の共済契約の締結の申込みがあったときは、当該指定を省略することができる。

(網いけす特約)

第77条 網いけす特約を付している共済契約に係るものの共済金は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合に支払うものとし、その場合の共済金の金額は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとの損害額（病害低填補方式の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとに当該特約に従い算定した金額）に、契約割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で次項で定めるものにあつては、その金額に更に100分の70を乗じて得た金額）とする。

一 前条第1項の表の左欄に掲げる養殖業の種類に係るものにあつては、それぞれ同条の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外の場合に当該共済金を支払うものでないこと。

二 同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量（第82条の規定によって組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。）が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に100分の80を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三 前2条の規定により共済金を支払う場合に本特約による共済金を支払うものでないこと。

2 前項の養殖水産動植物は、ぶり（第47条第1項の表に掲げるぶりをいう。）、まだい等（同表に掲げるまだい等をいう。）、ぎんざけ等（同表に掲げるぎんざけ等をいう。）、とらふぐ（同表に掲げるとらふぐをいう。）、かんぱち（同表に掲げるかんぱちをいう。）、すずき（同表に掲げるすずきをいう。）、ひらまさ（同表に掲げるひらまさをいう。）、まあじ（同表に掲げるまあじをいう。）、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）又はかわはぎ等（同表に掲げるかわはぎ等をいう。）に属する養殖水産動植物とする。

<作成上の注意>

・実施しない養殖業のある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済金の支払に関する填補の方式）

第78条 養殖共済の共済金の支払に関し次に掲げる填補の方式の共済契約に係るものの共済金は、前3条の規定にかかわらず、当該方式において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該方式ごとに定められた金額とする。

一 全病害不填補方式に係るものについては、共済事故が疾病による死亡以外であって、第75条及び前条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、当該疾病以外の共済事故によって受けた損害額に100分の80（網いけす特約にあっては、100分の70）を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

二 特定病害不填補方式に係るものについては、共済事故が特定疾病による死亡以外であって、前3条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、当該特定疾病以外の共済事故によって受けた損害額（第76条に規定する場合に該当するときは、控除金額を差し引いて得た金額。次号において同じ。）に100分の80（網いけす特約にあっては、100分の70）を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

三 病害低填補方式に係るものについては、前3条において共済金を支払うべき場合に該当するときに支払うものとし、その共済金の金額は、共済事故の原因が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡以外である場合にあっては、前3条によるものとし、共済事故が疾病（赤潮によるものを除く。）による死亡である場合にあっては、当該共済事故によって受けた損害額に100分の40（網いけす特約にあっては、100分の35）を乗じ、これに更に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額とする。

<作成上の注意>

・填補方式の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（共済事故による損害額）

第79条 法第124条第6項に基づき、前4条の損害額は、当該共済事故に係る損害数量（網いけす特約にあっては、損害に係る網いけすごとの共済目的の数量）に当該共済目的の第69条第1項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日（同一の原因による共済事故の発生日が2以上あり、これが長期間継続するときは、当該共済事故の最初の発生日から最後の発生日までの中間の日）までの期間に応ずる別記第3に定める割合を乗じて得た金額とする。

（共済金の金額の削減）

第80条 規則第36条第1項に基づき、この組合は、養殖共済について、毎事業年度、当該事業年度において発生した共済事故に係る共済金の支払に不足を生ずる場合には、養殖共済に係るこの組合の定款第〇〇条第〇項の準備金の額に相当する金額をその支払に充てなお不足を生ずるときに限り、その不足する金額の範囲内において、総会の議決を経て、共済金の金額を削減することができる。

2 規則第36条第2項に基づき、前項の規定による共済金の金額の削減は、当該共済事故に係る共済金の全てについて、当該共済金の金額に対する支払う共済金の金額の割合が単一となるようにするものとする。

（共済金の仮渡し）

第81条 規則第37条に基づき、この組合は、共済金の支払をする場合において、当該事業年度に係る決算にお

いて前条第1項の規定により共済金の金額の削減を行うこととなるおそれがあるときは、共済金の金額に100分の90を乗じて得た金額を下らない範囲において、共済金の仮渡しをするものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この組合は、養殖共済につきこの組合の填補の責めを負う損害が発生した場合には、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において、共済金の仮渡しをすることができる。

＜作成上の注意＞

・ 3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(填補の責めを負わない損害)

第82条 次に掲げる損害については、この組合は、填補する責めを負わないものとする。

- 一 戦争その他の変乱による損害
- 二 盗難による損害
- 三 異常な赤潮による損害(〇〇〇において営む養殖業で赤潮特約がある場合を除く。)
- 四 汚水、廃液その他養殖水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつによる水の汚染によって生じた損害
- 五 共済目的たる養殖水産動植物が当該単位漁場区域以外の区域に移された場合(共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難したもの及び漁場移動特約が付されている場合を除く。)
- 六 前5号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によって生じた損害

＜作成上の注意＞

・ 赤潮特約については、その締結できる水域を明記すること。

(免責事由)

第83条 次に掲げる場合には、この組合は、養殖共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

- 一 共済契約者が、悪意又は重大な過失があった場合によって第53条の申込書に不実の記載をしたとき。
 - 二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第58条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第61条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第2回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。
 - 三 被共済者が、第70条の規定により義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。
 - 四 被共済者が、第71条前段の規定による指示に従わなかったとき。
 - 五 被共済者が、第72条第1項の規定により帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、必要な事項を記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、又は同条第3項の規定により現場確認に応じるべき場合において、その現場確認を拒んだとき。
 - 六 被共済者が、第73条の規定により共済目的たる養殖水産動植物の数量の変更につき通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - 七 被共済者が、第74条又は第88条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- 2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が、別に定める基準による場合には、この限りでない。
- 3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第84条 法第94条の規定に基づき、この組合は、養殖共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第85条 法第124条の2第5項の規定で準用する法第113条の2第7項の規定に基づき、この組合は、継続

申込特約が付された場合であって、被共済者の責めに帰すべき事由がなく、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額（以下この条において「少額共済金」という。）であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分に相当する部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。）の金額を払い戻すものとする。

2 前項の規定の適用に当たっては、赤潮特約に係る部分を除くものとする。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第86条 法第89条第1項の規定に基づき、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る養殖業の経営の全部を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。）をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る養殖業の経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 法第89条第2項の規定に基づき、この組合は、前項の申出があった場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。

（死亡、解散等の場合の共済契約の失効）

第87条 法第90条第1項の規定に基づき、前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であって、当該共済契約に係る養殖業の経営の一部を承継させる分割があったとき、若しくは当該共済契約に係る養殖業の経営の全部若しくは一部の譲渡しがあったとき、又は当該共済契約に係る養殖業の経営の廃止があったときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

2 法第90条第2項の規定に基づき、この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る養殖業の経営の廃止があったときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）を払い戻すものとする。

3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、未経過期間割合については日割で計算する。

（共済契約の解除）

第88条 法第91条第1項の規定に基づき、この組合は、共済契約に係る養殖水産動植物につき、当該養殖業に係る漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 法第91条第3項の規定に基づき、被共済者は、当該共済契約に係る養殖水産動植物につき、前項に規定する漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。

3 法第91条第3項の規定に基づき、第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更があったことを知った日から30日を経過したときは、することができない。

4 法第91条第4項の規定に基づき、この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該漁場の条件又は基本的な養殖の方法の変更が当該被共済者の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、そ

の補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

5 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、前条第3項の規定を準用する。

(解散による共済契約の失効)

第89条 法第92条第1項の規定に基づき、この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、養殖共済に係る共済契約は、その効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、法第92条第2項の規定に基づき、この組合は、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち純共済掛金に相当する部分につき未経過期間割合によって算定した部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第83条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、第87条第3項の規定を準用する。

(共済契約の無効の効果)

第90条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

(消滅時効)

第91条 法第96条の規定に基づき、共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(残存物の取得)

第92条 共済目的たる養殖水産動植物の残存物は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、被共済者の所有に属するものとする。

第4章 漁業施設共済

(定義)

第93条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被共済資格者 この組合が行う漁業共済事業の被共済者たる資格を有する者をいう。
- 二 自営漁協 この組合の組合員であつて、水産業協同組合法第17条第1項の規定により漁業を営む漁業協同組合をいう。
- 三 共済契約者 この組合と共済契約を締結した者をいう。
- 四 契約割合 漁業施設共済に係る共済契約において、共済金額の共済価額に対する割合をいう。
- 五 未経過期間割合 共済責任期間のうちまだ経過していない期間の共済責任期間に対する割合をいう。
- 六 可分養殖施設等 第95条各号に掲げる養殖施設及び漁網（小型定置漁業の用に供するものにあつては落とし網に限る。）をいう。
- 七 通常填補方式 次のいずれかに該当する方式をいう。
 - イ 分損特約（第96条第3項の特約をいう。以下同じ。）のある共済契約以外の場合であつて、第96条第1項及び第2項に係る共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第120条第1項の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
 - ロ 分損特約のある共済契約の場合であつて、第96条第3項に係る共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第120条第2項の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
- 八 地震等限定填補方式 次のいずれかに該当する方式をいう。
 - イ 分損特約のある共済契約以外の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第121条第1項第1号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
 - ロ 分損特約のある共済契約の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第121条第1項第2号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
- 九 地震等限定低填補方式 次のいずれかに該当する方式をいう。
 - イ 分損特約のある共済契約以外の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第121条第2項第1号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
 - ロ 分損特約のある共済契約の場合であつて、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生したときに共済金を支払うこととし、第121条第2項第2号の規定により算出して得た金額により共済金を支払う方式をいう。
- 十 浮流し式養殖施設特定部分特約 浮流し式養殖施設の共済目的を浮子、幹縄及び網ひびの部分に限る旨の特約をいう。
- 十一 はえ縄式養殖施設特定部分特約 はえ縄式養殖施設の共済目的を浮子、幹縄、養殖水産動植物を垂下するために用いる籠（その附属具を除く。次号において単に「籠」という。）及び養成網の部分に限る旨の特約をいう。
- 十二 いかだ特定部分特約 いかだの共済目的をいかだの本体及び籠の部分に限る旨の特約をいう。
- 十三 網いけす特定部分特約 網いけすの共済目的を網いけすの本体に限る旨の特約をいう。
- 十四 定置網特定部分特約 定置網の共済目的を定置網の本体に限る旨の特約をいう。
- 十五 網地特約 漁網の共済目的を網地の部分に限る旨の特約をいう。
- 十六 継続申込特約 漁業施設共済に係る共済契約の締結に際して、その共済責任期間の終了日の翌日以降3年間の各年（当該3年間のうちに第112条第1項第2号ただし書に定める期間（以下この章において「特例期間」という。）がある場合にあつては、1年から当該期間を除いた期間を当該3年間から除いた期間に3回）につき、申込書を提出することなく当該共済契約で定められた共済金の支払の方式及び契約割合が同一である申込みが申込期間内にあつたものとする特約をいう。
- 十七 当初契約 継続申込特約を付した1年目（当該契約に係る共済責任期間を第112条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目）の契約をいう。
- 十八 継続契約 継続申込特約により申込みがあつたものとされる2年目、3年目及び4年目（当該契約のいずれかに係る共済責任期間を第112条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、2回目、3回目及び4回目）の契約をいう。

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(漁業施設共済の内容)

第94条 漁業施設共済は、法第126条の規定に基づき、被共済者が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(漁業施設共済の共済目的)

第95条 漁業施設共済の共済目的たる養殖施設及び漁具は、令第27条各号の規定に基づき、次に掲げるもの(第101条第2項第4号から第9号までの特約がある場合にあつては、その特約の部分に限る。以下同じ。)とする。

- 一 浮流し式養殖施設
- 二 はえ縄式養殖施設
- 三 くい打ち式養殖施設(かきの養殖業及びのりの養殖業に供用するものに限る。)
- 四 いかだ(竹いかだにあつては、かきの養殖業に供用するものに限る。)
- 五 網いけす
- 六 定置網(かき網及び身網により構成されるものに限る。)
- 七 まき網(あぐり網、巾着網又は縫切網に限る。)

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(漁業施設共済の共済事故)

第96条 漁業施設共済の共済事故は、令第28条の規定に基づき、共済目的たる養殖施設又は漁具の供用中における損壊、滅失、流失及び沈没(養殖施設に係るものに限る。以下同じ。)とする。

2 養殖施設又は漁具についての損壊又は沈没は、損壊又は沈没に係る養殖施設又は漁具をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設又は漁具をその共済目的とする漁業施設共済の共済契約を締結した場合における当該養殖施設又は漁具の共済価額に当該共済契約に係る共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第3の1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額を超える程度のものに限り漁業施設共済の共済事故とする。

3 可分養殖施設等を共済目的とする漁業施設共済においては、当該共済目的につき、第1項に規定する共済事故のほか、特約により共済目的たる可分養殖施設等の供用中における一部の損壊、滅失、流失及び沈没で次に掲げるものを共済事故とすることができる。

- 一 養殖施設にあつては、その損壊(その損壊に係る部分のその損壊前の価額(その損壊に係る部分の復旧に要した費用に、その養殖施設の損壊前の価額(当該共済契約に係る共済責任期間の開始日におけるその養殖施設の価額に当該共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第3の1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額。以下この号において同じ。))のその養殖施設の新調価額に対する割合を乗じて得た金額。以下この号において「損壊部分価額」という。))がその養殖施設の損壊前の価額の10分の3以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。)
- 二 定置網に属する漁網にあつては、当該漁網を構成する各網(落とし網以外の定置網に属する漁網にあつてはかき網及び身網、落とし網に属する漁網にあつてはかき網、かこい網(昇り網を含む。))及び箱網をいう。)の損壊(その損壊に係る部分のその損壊前の価額(その損壊に係る部分の復旧に要した費用に、その網の損壊前の価額(当該共済契約に係る共済責任期間の開始日におけるその網の価額に当該共済責任期間の開始日から当該損壊の日までの期間の別表第3の1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる現有率を乗じて得た金額。以下この号において同じ。))のその網の新調価額に対する割合を乗じて得た金額。以下この号において「損壊部分価額」という。))がその網の損壊前の価額の10分の3以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。)、滅失及び流失
- 三 まき網に属する漁網にあつては、その損壊

<作成上の注意>

- ・ 漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の成立)

第97条 法第80条の規定に基づき、漁業施設共済に係る共済契約は、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、共済契約をこの組合との間に締結することができる者からの第101条の規定による申込みをこの組合が承諾することによって成立する。

(被共済資格者)

第98条 法第127条第1項の規定に基づき、漁業施設共済の被共済資格者は、自営漁協又はこの組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 漁業施設共済に係る共済契約の成立によって被共済者となった者は、被共済資格者でなくなった場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第99条 法第128条の規定に基づき、漁業施設共済に係る共済契約をこの組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によって被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第100条 法第129条第1項の規定に基づき、一の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的としている養殖施設又は漁具は、重ねて、他の漁業施設共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済契約の締結の申込み)

第101条 法第80条第1項の共済規程が定める申込期間は、この組合への漁業施設共済に係る共済契約の申込みは、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の5日前までに、共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、別記様式第4号による申込書をこの組合に提出してしなければならない。

2 前項の申込みに当たっては、第1号から第3号までのいずれかの填補の方式を選択し、及び第4号から第11号までの特約を付すことを併せて申込みすることができる。

- 一 通常填補方式
- 二 地震等限定填補方式
- 三 地震等限定低填補方式
- 四 浮流し式養殖施設特定部分特約
- 五 はえ縄式養殖施設特定部分特約
- 六 いかだ特定部分特約
- 七 網いけす特定部分特約
- 八 定置網特定部分特約
- 九 網地特約（定置網及びまき網に限る。）
- 十 分損特約
- 十一 継続申込特約

3 法第136条の3第4項の規定で準用する法第113条の2第3項の規定に基づき、前項第11号の継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出をこの組合に対し行ったとき、又は継続契約が成立しなかったとき、その効力を失ったとき、若しくは解除されたとき（第129条第4項に該当する場合を除く。）は、その効力を失う。

(共済契約の引受け)

第102条 この組合は、前条の申込みがあった場合には、同条の申込書の内容を審査し、この組合が別に定める漁業施設共済引受基準に基づき、当該申込みに係る共済契約の引受けを決定するものとする。

(共済契約の締結に関する制限)

第103条 この組合は、法第81条第1項の規定に基づき、第101条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖施設又は漁具につき共済事故の

発生する見込みが確実であるときは、当該共済契約の締結を拒むものとする。

- 2 この組合は、第101条の規定による共済契約の締結の申込みがあった場合において、被共済資格者がこの規程に定める義務を怠るおそれがあることその他正当な事由があるときは、当該共済契約の締結を拒むことができる。

(共済掛金の支払)

第104条 漁業施設共済に係る共済契約者は、法第82条第1項の規定に基づき、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までにこの組合に共済掛金の全額（第107条の規定により分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額）を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の5日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、その概算金額（同条の規定により、分割支払をする場合にあつては、その第1回の支払金額）により、これを支払わなければならない。

- 2 前項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によってすれば足りる。
- 3 第1項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(共済掛金の金額)

第105条 漁業施設共済に係る共済掛金の金額は、共済契約ごとに、共済金額に別記第5に規定する純共済掛金率及び附加共済掛金率をそれぞれ乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

- 2 前項の附加共済掛金率は、特別の事由があると認める場合において、理事会の議決を経て、別記第5に規定する率を上回らない範囲内で変更したときは、その率とする。
- 3 第1項の共済金額に附加共済掛金率（前項の規定により変更された場合を含む。）を乗じて得た金額は、当該金額（地震等限定填補方式又は地震等限定低填補方式を付した契約に係るものを除く。）が200円未満の場合にあつては200円、当該金額（地震等限定填補方式又は地震等限定低填補方式を付した契約に係るものに限る。）が100円未満の場合にあつては100円とする。

<作成上の注意>

- ・ 附加共済掛金率につき、特別な事由を認める必要のない組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済掛金の概算金額)

第106条 第104条第1項後段の概算金額は、規則第23条第3号の規定に基づき、共済価額又は当該共済目的たる養殖施設若しくは漁具若しくは当該被共済者と当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に関し近似する事情の存する当該共済目的の種類たる養殖施設若しくは漁具に係る漁業施設共済の他の被共済資格者の供用する当該種類の養殖施設若しくは漁具の供用に関する過去における実績及び当該共済責任期間における見込みを基礎としてこの組合が定める共済価額の概算額、当該実績及び当該見込みを基礎としてこの組合が定める共済掛金率の概算率並びに当該共済契約で定める契約割合により算出した金額とする。

(共済掛金の分割支払)

第107条 漁業施設共済に係る共済掛金は、法第82条第2項の規定に基づき、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額（第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合は、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。））が〇〇円（特別の事由があるときは、この組合が定める金額）以上である場合には、分割して支払うことができる。

- 2 規則第26条第1項の規定に基づき、前項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第1回の支払金額は、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の金額の8分の1以上とする。ただし、第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払う場合には、その概算金額（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは又は特別の事由があるときは、その補助に係る部分又はその特別な事由に係る部分を除く。）の8分の1以上とする。
- 3 規則第26条第2項の規定に基づき、共済契約者は、第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合には、共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）の金額からその第1回の支払金額を差し引いて得た金額をこの組合が定める方法により当該共済契約に係る共済責任期間の3

分の2を経過する日までの範囲内においてこの組合が指定した日（特別の事由があるときは、この組合が定める方法によりこの組合が指定した日）までに支払わなければならない。この場合において、この組合は、特別の事由があるときを除き、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日からこの組合が指定した日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した利子（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

<作成上の注意>

- ・共済掛金の分割支払につき、特別な事由等を認める必要のない組合又は利子を徴収しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

（概算払に係る共済掛金の精算）

第108条 第104条第1項後段の規定により共済掛金を概算金額をもって支払った場合（第107条第1項の規定により分割支払をした場合を除く。）において、当該共済契約に係る共済掛金の金額を確定することができるようになったときは、規則第25条の規定に基づき、この組合は、遅滞なく、精算を行うものとし、概算金額が当該共済掛金の金額を超えるときはその超える部分の金額を返還し、概算金額が当該共済掛金の金額に不足するときはその不足部分の金額及びその支払期限を当該共済契約者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた共済契約者は、その通知に係る金額を、その支払期限までにこの組合に支払わなければならない。

（延滞金）

第109条 この組合は、共済契約者が第107条第3項又は前条第2項の規定により支払うべき金額をその支払期限までに支払わない場合には、当該支払期限の日の翌日からその支払を終了する日までの日数により年〇パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（共済掛金の相殺の禁止）

第110条 法第83条の規定に基づき、共済契約者は、この組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

（共済証書の交付）

第111条 法第84条の規定に基づき、この組合は、共済契約者から請求があったときは、その者に共済証書を交付するものとする。

（共済責任期間）

第112条 法第130条の規定に基づき、漁業施設共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する漁業が周年操業をする漁業以外のものである場合にあっては、当該漁業の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具の供用を開始する日以前のこの組合が指定する日から当該種類の養殖施設又は漁具の供用を終了する日以後のこの組合が指定する日までの期間とする。

二 当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する漁業が周年操業をするものである場合にあっては、この組合が指定する日から1年間とする。ただし、第23条第1項第2号ただし書の規定により当該漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済責任期間を第23条第1項第2号ただし書に定める期間（以下この章において「特例期間」という。）とする場合であって、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とするときは、この組合が指定する日からこの組合が指定する日までの期間とする。

2 この組合は、前項の規定による共済責任期間の開始日を指定したときは、遅滞なくこの組合の掲示場に掲示し、かつ、当該指定に係る養殖施設又は漁具を供用する被共済資格者を直接の構成員とするこの組合の組合員（当該被共済資格者が自営漁協であるときは、当該自営漁協）に書面をもって通知するものとする。

（共済金額）

第113条 法第131条の規定に基づき、漁業施設共済の共済金額は、共済価額に共済契約で定める契約割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の契約割合は、共済契約ごとに、次の各号に掲げる割合を超えて定めないものとする。

一 一定置網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が2億円以下である場合 8割

- 二 定置網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が2億円を超える場合 1億6,000万円を共済価額で除して得た割合
 - 三 まき網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が1,250万円以下である場合 8割
 - 四 まき網に属する漁網が共済目的であって、その共済価額が1,250万円を超える場合 1,000万円を共済価額で除して得た割合
- 3 継続契約の共済金額は、共済価額に当該継続契約に係る当初契約の契約割合を乗じて得た金額とする。ただし、別記第5の純共済掛金率が引き上げられたことにより共済契約者の負担すべき共済掛金の金額が引上げ前に比べ増大する場合は、当初契約の契約割合以外の割合によってすることができる。
 - 4 前項の当初契約の契約割合以外の割合は次の全てに該当する範囲とする。
 - 一 当該継続契約の契約割合に、当該継続契約に係る純共済掛金に対する前項に掲げる事由がない場合の当該継続契約に係る純共済掛金の割合を乗じて得た割合を下らない範囲
 - 二 当該継続契約の契約割合（当該割合が第3号の割合を下る場合は、第3号の割合）を超えない範囲
 - 三 第6項において定める継続申込特約をすることができる契約割合を下らない範囲
 - 5 継続契約の1年目及び2年目（当該継続契約のいずれかに係る共済責任期間を前条第1項第2号ただし書の規定により特例期間とした場合にあつては、1回目及び2回目）の契約割合は、前項の規定によるほか、継続申込特約にかかわらず、当該継続契約の直前の共済契約（以下この章において「直前契約」という。）の契約割合を上回る割合に引き上げることができるものとし、その場合の共済金額は共済価額に引上げ後の契約割合を乗じて得た金額とする。
 - 6 継続申込特約をすることができる共済契約の割合は、100分の30以上とする。

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

（共済価額）

第114条 法第132条の規定に基づき、前条の共済価額は、共済契約ごとに、その材質等からみてこの組合が定める当該共済目的と同種の養殖施設又は漁具（定置網に属する漁網にあつては、第96条第3項第2号に規定する各網）の新品としての価額（定置網に属する漁網にあつては、当該新品としての価額の合計金額）及び当該共済目的の当該共済責任期間の開始日の前日までの使用期間を勘案して定める金額とする。

（通常行うべき管理等の義務）

第115条 法第85条第1項の規定に基づき、漁業施設共済に係る被共済者は、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ってはならない。

（損害防止等の処置の指示）

第116条 この組合は、法第86条の規定に基づき、漁業施設共済に係る被共済者に対し、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その指示に基づき処置したため当該被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に当該共済契約に係る契約割合を乗じて得た金額は、この組合の負担とする。

（被共済者の遵守すべき事項）

第117条 法第87条の規定に基づき、被共済者は、帳簿を備えて、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、次に掲げる事項を記入しておかななければならない。

- 一 損壊し、滅失し、流失し、又は沈没した日及び位置並びにその価額及び程度
 - 二 入替え（替え網によるものを含む。）補修又は追加の日並びにその価額及び程度
- 2 被共済者は、この組合が共済事故による損害を適正に認定するため特に必要があると認めて当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具についての供用の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、その求められた事項に関しこの組合に通知しなければならない。

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(申込書記載事項の変更の通知)

第118条 法第88条の規定に基づき、被共済者は、第129条第2項の規定による通知をすべき事項を除き、第101条の申込書に記載した事項のうち、当該漁具を搭載する漁船が変更したときはその変更があった日から15日以内に、その他の事項に変更があったときはその変更があった日から1月以内に、その内容をこの組合に通知しなければならない。

(共済事故発生の通知義務)

第119条 被共済者は、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(共済金の金額)

第120条 法第135条の規定に基づき、分損特約のある共済契約以外の漁業施設共済の共済契約に係る共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じて得た金額とする。

2 分損特約のある共済契約に係る共済金の金額は、共済事故ごとに、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第3の2により定める損壊割合を乗じて得た金額とする。

(共済金の支払に関する特約)

第121条 漁業施設共済の共済金の支払に関し地震等限定填補方式の共済契約に係るものの共済金は、前条の規定にかかわらず、当該方式において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 分損特約のない共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じて得た金額とする。

二 分損特約がある共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第3の2により定める損壊割合を乗じて得た金額とする。

2 漁業施設共済の共済金の支払に関し地震等限定低填補方式の共済契約に係るものの共済金は、前条の規定にかかわらず、当該方式において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、共済金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一 分損特約のない共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額とする。

二 分損特約がある共済契約の場合における共済金の金額は、共済金額に、当該共済事故の発生日までの期間に応じ別表第3の1に掲げる現有率を乗じ、更に、当該共済事故による損害につき別表第3の2により定める損壊割合を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額とする。

<作成上の注意>

・ 填補方式の一部を実施しない組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(共済金の仮渡し)

第122条 規則第37条の規定に基づき、この組合は、漁業施設共済につきこの組合の填補の責めを負う損害が発生した場合には、共済金の見込額の3分の2に相当する金額の範囲内において共済金の仮渡しをすることができる。

<作成上の注意>

・ 3分の2と異なる割合を定める組合にあっては、所要の手直しを加えること。

(填補の責めを負わない損害)

第123条 令第29条の規定に基づき、次に掲げる損害については、この組合は、填補する責めを負わないものとする。

- 一 戦争その他の変乱による損害
- 二 盗難による損害
- 三 漁船に搭載される漁具について、その漁船とともに全損となった場合の当該損害
- 四 前3号に掲げるもののほか、当該被共済者の行為によって生じた損害

(免責事由)

第124条 法第93条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合には、この組合は、漁業施設共済の共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

- 一 共済契約者が、悪意又は重大な過失があった場合によって第101条の申込書に不実の記載をしたとき。
 - 二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第104条第1項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払った場合におけるその精算金の支払又は第107条第1項の規定により共済掛金の分割支払をする場合における第2回目以降の支払を遅滞したとき。
 - 三 被共済者が、第115条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠ったとき。
 - 四 被共済者が、第116条前段の規定による指示に従わなかったとき。
 - 五 被共済者が、第117条第1項の規定により記入をすべき場合において、その記入を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の記入をし、又は同条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、若しくは悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - 六 被共済者が、第118条の規定により当該漁具を搭載する漁船の変更につき通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - 七 被共済者が、第119条又は第129条第2項の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- 2 この組合は、前項の規定により共済金の金額の全部又は一部につき支払の責めを免れる場合には、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。ただし、この組合が別に定める基準による場合には、この限りでない。
- 3 この組合が第1項の規定により支払の責めを免れることができる金額は、農林水産大臣が法第93条第2項の規定に基づいて準則を定めている場合には、その準則により定めるものとする。

第125条 法第94条の規定に基づき、この組合は、漁業施設共済の共済金の金額が1万円に達しないときは、その支払の責めを負わないものとする。この場合には、その旨を被共済者に通知するものとする。

(継続申込特約に係る共済掛金の一部払戻し)

第126条 法第136条の3第4項の規定で準用する法第113条の2第7項の規定に基づき、この組合は、継続申込特約が付された場合であって、被共済者の責めに帰する事由がなく、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においてもこの組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が当該当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の100分の10に満たない額（以下この条において「少額共済金」という。）であるときは、当該被共済者の請求により、当該特約に係る4年目（当該当初契約又は継続契約のいずれかに係る共済責任期間を特例期間とした場合にあっては、4回目）の継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分（当該部分が当該当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分から国庫補助に係る部分を差し引いて得た部分の金額の合計額の4分の1を超えるときは、当該超える部分を除くものとし、かつ、当該当初契約又は継続契約について既に支払われた少額共済金があるときは、当該少額共済金を超える部分とする。）の金額を払い戻すものとする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第127条 法第89条第1項の規定に基づき、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る養殖施設又は漁具を承継させるものに限る。次条第2項において同じ。）をした場合には、その包括承継人は、当該死亡、合併による解散又は分割の日から15日以内にこの組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第35条第4項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）によりその譲渡しに関する契約の内容を明らかにして、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させる分割があったとき、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を譲り渡し

た場合におけるその譲受人についても、同様とする。

- 2 法第89条第2項の規定に基づき、この組合は、前項の申出があった場合において、正当な事由があるときは、同項の承諾を拒むことができる。

(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第128条 法第90条第2項の規定に基づき、前条第1項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかったとき、同項に規定する場合以外の場合であって、当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具を承継させる分割があったとき、若しくは当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設又は漁具の譲渡しがあつたとき、又は当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは、当該共済契約は、当該承継又は廃止の時にその効力を失う。

- 2 法第90条第2項の規定に基づき、この組合は、被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合において前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち次に掲げる部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第124条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

- 一 定置網に属する漁網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間を8月から12月までに属する時期とそれ以外の月に属する時期とに分けたその時期ごとに、別記第5第1項の表の当該時期に対応する率(同表の備考に掲げる場合に該当する場合には、更に同表の備考に掲げる割増率を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。))を加えて得た率)により算定した純共済掛金に相当する部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によって算定した部分の合計部分

- 二 養殖施設及びまき網に属する漁網を共済目的とする漁業施設共済の共済契約にあつては、純共済掛金に相当する部分につき、未経過期間割合によって算定した部分

- 3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、同項第1号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合及び同項第2号の未経過期間割合については日割で計算する。

<作成上の注意>

- ・漁業施設共済を実施しない養殖施設又は漁具がある組合にあつては、所要の手直しを加えること。

(共済契約の解除)

第129条 法第91条第1項の規定に基づき、この組合は、共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、当該養殖施設又は漁具をその用に供する漁業の漁場の位置その他の漁場の条件の変更があつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができるものとする。この場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

- 2 法第91条第2項の規定に基づき、被共済者は、当該共済契約に係る養殖施設又は漁具につき、前項に規定する漁場の条件の変更があつたときは、遅滞なく、これをこの組合に通知しなければならない。

- 3 法第91条第3項の規定に基づき、第1項の規定による共済契約の解除は、この組合が前項の規定による通知を受け又は第1項に規定する漁場の条件の変更があつたことを知った日から30日を経過したときは、することができない。

- 4 法第91条第4項の規定に基づき、この組合は、第1項の規定により共済契約を解除した場合において、当該漁場の条件の変更が当該被共済者の責めに帰することができない事由によるときは、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金(当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。)のうち前条第2項各号に掲げる部分(当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金(第124条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。))があるときは、その共済金の金額を超える部分)を払い戻すものとする。

- 5 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、前条第3項の規定を準用する。

(解散による共済契約の失効)

第130条 法第92条第1項の規定に基づき、この組合が解散したときは、合併の場合を除いては、漁業施設共

済に係る共済契約は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、法第92条第2項の規定に基づき、この組合は、当該共済契約に係る共済掛金（当該共済掛金が国庫補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。）のうち第128条第2項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（第124条第1項の規定によりこの組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）を払い戻すものとする。
- 3 前項の規定により払い戻す共済掛金の部分を計算するには、第128条第3項の規定を準用する。

（共済契約の無効の効果）

第131条 この組合は、共済契約の全部又は一部が無効である場合において、当該被共済者の詐欺又は強迫を理由として共済契約に係る意思表示を取り消した場合を除いて、当該被共済者の請求により、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を返還するものとする。

（消滅時効）

第132条 法第96条の規定に基づき、共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（残存物の取得）

第133条 共済目的たる養殖施設又は漁具の残存物は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、被共済者の供用に属するものとする。

第5章 雑則

(損失又は損害の認定)

第134条 共済事故による損失又は損害の認定については、この組合はこの規程によるほか、別に基準を定める場合にあっては当該基準によりこれを行うものとする。

2 この組合は、前項の基準を定めるには、あらかじめ、損害評価会の意見を聴くものとする。

(事務の委託)

第135条 この組合は、その行う漁業共済事業に係る事務のうち、次に掲げるものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

一 共済契約の申込書の受理

二 漁獲物の販売金額の調査

三 共済掛金又は申込証拠金の受理、払戻し又は返還

四 共済証書の交付

五 第29条第2項、第30条、第39条第2項、第72条第2項、第73条、第74条、第88条第2項、第117条第2項、第118条、第119条並びに第129条第2項の規定による通知の受理

六 第37条第1項、第44条第12号口及び第13号、第86条第1項並びに第127条第1項の規定による申出の受理

七 第36条、第38条第2項、第39条第4項、第41条、第85条、第87条第2項、第88条第4項、第90条、第126条、第128条第2項、第129条第4項並びに第131条の規定による払戻し又は返還の請求の受理

八 共済金の交付

九 第35条後段、第84条後段並びに第125条後段の規定による通知

(共済掛金の見直し)

第136条 この組合は、農林水産大臣が法第112条第2項、法第122条第2項及び法第133条第2項の基準共済掛金率の変更を行ったときは、これを踏まえ、純共済掛金率の変更について検討を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

2 この組合は、漁獲・特定養殖共済、養殖共済及び漁業施設共済の加入状況、業務の合理化の状況その他の事情を踏まえ、業務執行経費について過剰な剰余又は赤字が生じないように、附加共済掛金率について、定期的に検討を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成14年10月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成14年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 平成14年10月1日以後1年間に締結される漁獲共済の当初契約（共済契約者が支払上限付填補率逡増特約、支払上限付小損害低填補特約又は支払上限付小損害不填補特約を付しているものに限る。）の別記第1第1項の表の備考⑦の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。
- 4 平成14年10月1日以後1年間に締結される特定養殖共済の当初契約（特定かき養殖業に係るもの又は支払上限付填補率逡増特約、支払上限付小損害低填補特約、支払上限付小損害不填補特約又は大損害比例填補特約を付しているものに限る。）の別記第5第1項の表の備考⑤の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。
- 5 漁業施設共済に係る共済契約者が平成11年10月1日から平成14年9月30日までの間に、共済責任期間の開始日又は終了日が含まれる漁具共済の共済契約を締結していた場合における平成14年10月1日以後最初に締結される共済契約についての別記第6第1項の表の備考の前年度共済契約に係る等級については、次の表の上欄に掲げるこの規程の実施日前の規程（以下「旧規程」という。）の別記第7の規定により過去の損害の有無によって算定される割合に応じて下欄に掲げる等級（旧規程の別記第7の規定により過去の損害の有無によって算定される割合がない場合にあっては、5等級）とする。

旧規程の別記第7備考の規定により過去の損害の有無によって算定される割合	100分の80	100分の120	100分の130	100分の140	100分の150
等 級	1等級	9等級	11等級	13等級	15等級

- 6 当初契約（第45条第36号又は第92条第16号の当初契約をいう。以下同じ。）に係る共済責任期間の開始日がこの規程の平成14年10月1日前の日であり、かつ、当該当初契約に係る4年目の継続契約（第45条第37号又は第92条第17号の継続契約をいう。以下同じ。）の共済責任期間の開始日が平成14年10月1日以降の日である場合には、当該当初契約及び継続契約の被共済者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第85条第1項又は第128条の規定にかかわらず、同条の規定により払戻しを請求することができるものとして算定された額に、第1号に規定する養殖施設に係る当初契約及び全ての継続契約に係る共済掛金の合計額のうち純共済掛金に相当する部分の金額に4分の1を乗じて得た金額を加えて得た金額の払戻しを請求することができる。

（1）当該当初契約の締結の際に当該養殖業に供用する全ての養殖施設に係る共済契約について継続申込特約がされ、当該当初契約及び共済責任期間の開始日が平成14年10月1日前である継続契約のいずれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかったこと。

（2）前号に規定する養殖施設について、平成14年10月1日から当該養殖業に係る当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降3年間以内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約が当該養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済責任期間の全てを共済責任期間として締結され、当該共済契約のいずれの共済責任期間においても、共済金の支払がなかったこと。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成18年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 養殖共済に係る共済契約者がこの規程の施行日前4年間に、共済責任期間の開始日又は終了日が含まれる共済契約を締結していた場合におけるこの規程の施行日以後最初に締結される共済契約についての別記第2の前年度契約に係る等級は、次の表の上欄に掲げるこの規程の実施日前の規程（以下「旧規程」という。）の別記第2に規定する等級に応じて下欄に掲げる等級とする。

旧規程別記第2の等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
等級	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
旧規程別記第2の等級	15	16	17	18	19	20	21							
等級	18	19	20	21	22	23	24							

附 則

- 1 この規程の変更は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成21年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成21年10月1日から適用する。ただし、第43条、第90条、第133条及び第172条の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行の日（平成22年4月1日）から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成21年10月1日以後の日（第43条、第90条、第133条及び第172条の規定にあっては、保険法の施行の日以後の日）である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年9月30日以前の日（第43条、第90条、第133条及び第172条の規定にあっては、保険法の施行の日以前の日）である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 平成21年10月1日以後1年間に締結される漁獲共済の当初契約（共済契約者が地震等比例填補付約定限度内填補特約を付しているものに限る。）の別記第1第1項第1号の表の備考⑦の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。
- 4 平成21年10月1日以後1年間に締結される特定養殖共済の当初契約（共済契約者が地震等比例填補付約定限度内填補特約を付しているものに限る。）の別記第5第1項第1号の表の備考⑤の規定の適用については、「100分の90」を「100分の80」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成24年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成27年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成28年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程の変更は、平成28年5月18日から適用する。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成29年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が平成31年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の変更は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が令和2年4月1日以後の日である共済契約について適用し、そ

の共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程の変更は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。

附 則

- 1 この通知による一部改正は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通知による一部改正後の漁業共済組合模範共済規程例は、その共済責任期間の開始日が令和5年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別記様式第1号から第4号までの様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この規程の変更は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 変更後の規程は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である漁業共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である漁業共済に係る共済契約については、なお従前の例による。
- 3 令和8年3月31日以前の日に別記様式第1号から第4号までの様式（次項において「旧様式」という。）を用いて使用されている書類は、変更後の様式によるものとみなす。
- 4 令和8年3月31日に現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1

漁獲・特定養殖共済の共済掛金率

1 漁獲・特定養殖共済についての純共済掛金率

(1) 包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済以外の漁獲・特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定期限内填補方式以外の共済契約についての純共済掛金率
表1の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表1

区 分		漁業に使用する漁船 の合計総トン数、共済 契約者の住所又は所 在地の属する区域又 は共済契約者若しく はその構成員が当該 漁業を主として営む 水域	全事故比例 填補方式	填 補 方 式						地震等限定 填補方式
				約定期限内填補方式			支払上限付低事故不填補方式			
漁業の種類				方式で定め る割合が 30%の場合	方式で定め る割合が 20%の場合	方式で定め る割合が 10%の場合	方式で定め る割合が 30%の場合	方式で定め る割合が 20%の場合	方式で定め る割合が 10%の場合	
第 一 号 漁 業	1. わかめをとる漁業		%	%	%	%	%	%	%	%
	2. こんぶをとる漁業	〇〇区								
		〇〇区								
	3. てんぐさをとる漁業									
4. あわびをとる漁業										
第 二 号 漁 業	5. まき網漁業									
	6. さんま、棒受網漁業	100トン未満								
		100トン以上								
	7. 敷網漁業									
	8. 船びき網漁業									
	9. ほたて貝けた網漁業									
10. 底びき網漁業	20トン未満									
	20トン以上									
11. 太平洋さけます流し網漁業										

12. すけとうだら刺し網漁業										
13. 刺し網漁業										
14. すけとうだらはえ縄漁業										
15. ふぐあまだいはえ縄漁業										
16. いか釣り漁業										
17. かつお・まぐろ漁業										
18. 釣り漁業										
19. かにかご漁業										
20. 小型定置漁業	9月未満									
	9月以上									
21. さけ定置漁業										
22. 大型定置漁業	9月未満									
	9月以上									
23. その他漁業										
24. 小型合併漁業	(イ) 底びき網を使用し て営む漁業を主とする もの									
	(ロ) 船びき網を使用し て営む漁業を主とする もの									

		(ハ) まき網を使用して 営む漁業、釣りによつて いか若しくはぶりをと ることを目的とする漁 業、棒受網を使用してさ んまをとることを目的 とする漁業又は総生産 金額に占めるさけ及び ますの生産金額の割合 が二分の一を超える漁 業を主とするもの									
		(ニ) (イ)から(ハ)までに 掲げるものを除いたも の									
特 定 養 殖 業	25. のり等養殖業										
	26. わかめ養殖業										
	27. こんぶ養殖業										
	28. 真珠母貝養殖業										
	29. ほたて貝等養殖業										
	30. 特定かき養殖業										
	31. くるまえび養殖業										
	32. うに養殖業										
	33. ほや養殖業										

備 考

① 2以上の表1に掲げる1から24までの漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（当該漁業の種類区分のいずれかが小型合併漁業に掲げる区分に該当する場合にあっては、総トン数10トン未満の漁船により5から19まで及び23に掲げる区分の漁業の種類を併せて営むものを除く。）の純共済掛金率は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものに100分の85（当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合又は包括継続申込特約がある共済契約に係る場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

イ 当該共済契約に係る対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業の種類（以下「主たる漁業」という。）の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額以上である場合 主たる漁業の種類を表1に掲げる純共済掛金率

- ロ 主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合 主たる漁業の表1に掲げる純共済掛金率と主たる漁業の次に生産金額の大きい漁業の種類(以下「従たる漁業」という。)の表1に掲げる純共済掛金率を総和平均して得たもの(小数点以下三位以下を切り捨てる。)
- ② 2以上の表1に掲げる25から33までの漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の純共済掛金率は、表1に掲げる率に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものに100分の85(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあつては100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。
- イ 主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額以上である場合 主たる漁業の種類(以下「主たる漁業」という。)の表1に掲げる純共済掛金率
- ロ 主たる漁業の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合 主たる漁業の表1に掲げる純共済掛金率と従たる漁業の表1に掲げる純共済掛金率を総和平均して得たもの(小数点以下三位以下を切り捨てる。)
- ③ 表1に掲げる5から24までの漁業に属する一の漁業の種類に係る共済契約について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合(当該漁業単位に係る区分のいずれかが小型合併漁業である場合にあつては、総トン数10トン未満の漁船により5から19まで及び23に掲げる区分の漁業の種類を併せて営むものを除く。以下同じ。)における純共済掛金率は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものに100分の90(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあつては、100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。
- イ 当該共済契約に係る対象漁業のうち生産金額が最大となる漁業単位(以下「主たる漁業単位」という。)の生産金額が全ての対象漁業の生産金額の合計額に3分の2を乗じて得た額以上である場合 漁業単位の表に掲げる率
- ロ イ以外の場合 主たる漁業単位の表に掲げる率と主たる漁業単位の次に生産金額の大きい漁業単位(以下「従たる漁業単位」という。)の率を総和平均して得たもの(小数点以下三位以下を切り捨てる。)
- ④ 漁業者集団契約の純共済掛金率は、表1に掲げる率(①又は③に該当する場合にあつては、それぞれ①又は③によって得た率)に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあつては、100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。
- イ 第二号漁業加入団体の構成員の数が、特定第二号漁業者の2分の1未満である場合 100分の90
- ロ イ以外の場合 100分の70
- ⑤ 共済契約者が共済責任期間の開始日前4年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合の純共済掛金率は、表1に掲げる率(①から④までに該当する場合にあつては、それぞれ①から④までの規定によって得た率)に表2の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、表3の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合(地震等限定填補方式の場合にあつては100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。

表2

直前の共済契約の損害率	適用等級
①損害率が0%の場合	直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
②損害率が50%未満の場合 (①に該当する場合を除く。)	直前の共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)

③損害率が 50%以上 150%未満の場合	直前の共済契約の適用等級に 3 を加えた等級 (加えた等級が 31 等級以上となる場合は 31 等級)
④損害率が 150%以上の場合	直前の共済契約の適用等級に 4 を加えた等級 (加えた等級が 31 等級以上となる場合は 31 等級)

表 3

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割合	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100
等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
割合	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	
等級	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
割合	155/100	160/100	165/100	170/100	175/100	180/100	185/100	190/100	195/100	200/100	

イ 共済責任期間の開始日前 4 年間締結した共済契約がない場合は、表 3 の上欄に掲げる等級は 1 1 等級とする。

ロ 「損害率」とは、次の算式によって得た率をいう。

(直前の共済契約により支払を受けた共済金の金額 (第 3 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号 (悪意又は重大な過失があった場合に限る。)、第 4 号 (悪意又は重大な過失があった場合に限る。)、第 6 号又は第 7 号の規定による免責に係るものを含む。)) / (直前の共済契約に係る純共済掛金の金額) × 1 0 0

- ⑥ 長期当初契約の純共済掛金率は、表 1 に掲げる率 (①から⑤までに該当する場合にあっては、それぞれ①から⑤までの規定によって得た率) に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た率 (小数点以下三位以下を切り捨てる。) とする。ただし、当初契約に係る漁業単位の全部又は一部につき当該当初契約の共済責任期間の開始日前 3 年間の各年にその共済責任期間の終了する日が含まれる継続契約が締結されていた場合であって、かつ、当該継続契約のいずれもが効力を失わず又は解除されなかったときにおける当該当初契約の純共済掛金率については、表 1 に掲げる率 (①から⑤までに該当する場合にあっては、それぞれ①から⑤までの規定によって得た率) に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た率 (小数点以下三位以下を切り捨てる。) とする。
- ⑦ 長期継続契約の純共済掛金率は、表 1 に掲げる率 (①から⑤までに該当する場合にあっては、それぞれ①から⑤までの規定によって得た率) に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た率 (小数点以下三位以下を切り捨てる。) とする。

(2) 包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済以外の漁獲・特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補方式である共済契約についての純共済掛金率
表 4 の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表 4

区 分	純 共 済 掛 金 率
-----	-------------

当該方式で定める割合が30%の場合	表1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の <u>方式</u> で定める割合が30%の場合の欄に掲げる率(同表備考①から⑦までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から⑦までの規定によって得た率)に0.10%を加えて得た率
当該方式で定める割合が20%の場合	表1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の <u>方式</u> で定める割合が20%の場合の欄に掲げる率(同表備考①から⑦までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から⑦までの規定によって得た率)に0.11%を加えて得た率
当該方式で定める割合が10%の場合	表1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の <u>方式</u> で定める割合が10%の場合の欄に掲げる率(同表備考①から⑦までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から⑦までの規定によって得た率)に0.12%を加えて得た率

(3) 包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補方式以外の共済契約についての純共済掛金率
表5の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表5

漁業の種類区分	填 補 方 式				地震等限定填補方式
	全事故比例填補方式	約 定 限 度 内 填 補 方 式			
		<u>方式</u> で定める割合が 30%の場合	<u>方式</u> で定める割合が 20%の場合	<u>方式</u> で定める割合が 10%の場合	
けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業(その区域が北海道の地先水面であるものに限る。)	%	%	%	%	%

- 備 考
- ① 表5に掲げる漁業に属する一の漁業の種類に係る共済契約について共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業単位が二以上ある場合における純共済掛金率は表5に掲げる率に100分の90(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。
- ② 漁業者集団契約の純共済掛金率は、表5に掲げる率(①に該当する場合にあっては、①によって得た率)に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。
- イ 第二号漁業加入団体の構成員の数が、特定第二号漁業者の2分の1未満である場合 100分の90
- ロ イ以外の場合 100分の70
- ③ 共済責任期間の開始日前4年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる契約を締結していた場合における純共済掛金率は、表5に掲げる率(①又は②に該当する場合にあ

っては、それぞれ①又は②によって得た率) に表6の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、表7の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合(地震等限定填補方式の場合にあっては100分の100)を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。

表6

直前の共済契約の損害率	適用等級
①損害率が0%の場合	直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)
②損害率が50%未満の場合(①に該当する場合を除く。)	直前の共済契約の適用等級に2を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
③損害率が50%以上150%未満の場合	直前の共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)
④損害率が150%以上の場合	直前の共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が31等級以上となる場合は31等級)

表7

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
割合	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100
等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
割合	105/100	110/100	115/100	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	
等級	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
割合	155/100	160/100	165/100	170/100	175/100	180/100	185/100	190/100	195/100	200/100	

イ 共済責任期間の開始日前4年間締結した共済契約がない場合は、表7の上欄に掲げる等級は11等級とする。

ロ 「損害率」とは、次の算式によって得た率をいう。

(直前の共済契約により支払を受けた共済金の金額(第34条第1項第1号、第3号(悪意又は重大な過失があった場合に限る。)、第4号(悪意又は重大な過失があった場合に限る。)、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む。)) / (直前の共済契約に係る純共済掛金の金額) × 100

(4) 包括継続申込特約に係る漁獲・特定養殖共済のうち填補方式が地震等比例填補付約定期限内填補方式である共済契約についての純共済掛金率
表8の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表8

区 分	純 共 済 掛 金 率
当該方式で定める割合が30%の場合	表5の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が30%の場合の欄に掲げる率（表5の備考①から③までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から③までの規定によって得た率）に0.10%加えて得た率
当該方式で定める割合が20%の場合	表5の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が20%の場合の欄に掲げる率（表5の備考①から③までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から③までの規定によって得た率）に0.11%を加えて得た率
当該方式で定める割合が10%の場合	表5の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内填補方式の欄の特約で定める割合が10%の場合の欄に掲げる率（表5の備考①から③までに該当する場合にあっては、それぞれ同表備考①から③までの規定によって得た率）に0.12%を加えて得た率

2 漁獲・特定養殖共済についての附加共済掛金率

表9の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表9

区 分		附加共済掛金率
漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計総トン数又は共済契約者の住所等の属する区域	
第一号漁業		%
第二号漁業		
特定養殖業		

(注) 2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約にあつては、漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示（令和8年3月19日農林水産省告示第408号）第6条表1備考第4号及び第5号の例により決定する。

別記第2

養殖共済の共済掛金率

1 養殖共済についての純共済掛金率

(1) 養殖共済に係る共済契約のうち赤潮特約が付されていないものについての純共済掛金率

表1の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表1

区 分		填 補 方 式				
		通常填補方式	全病害不填補方式	特定病害不填補方式	病害低填補方式	
養殖業の種類		期 間	%	%	%	%
貝類養殖業	かき養殖業	/			/	
	1年貝真珠養殖業	/			/	
	2年貝真珠養殖業	/			/	
魚類養殖業	小割り式1年魚はまち養殖業	短期				
		長期				
	小割り式2年魚はまち養殖業	短期				
		中期				
		長期				
	小割り式3年魚はまち養殖業	短期				
		中期				
		長期				
	小割り式1年魚たい養殖業	短期				
		長期				
	小割り式2年魚たい養殖業	短期				
		長期				
小割り式3年魚たい養殖業	短期					
	中期					
	長期					
小割り式さけ・ます養殖業		/				

小割り式1年魚ふぐ養殖業					
小割り式2年魚ふぐ養殖業	短期				
	長期				
小割り式3年魚ふぐ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式1年魚かんばち養殖業					
小割り式2年魚かんばち養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式3年魚かんばち養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式1年魚すずき養殖業					
小割り式2年魚すずき養殖業					
小割り式3年魚すずき養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式2年魚ひらまさ養殖業					
小割り式3年魚ひらまさ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式まあじ養殖業					
小割り式1年魚しまあじ養殖業					
小割り式2年魚しまあじ養殖業					
小割り式3年魚しまあじ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式2年魚まはた養殖業					
小割り式3年魚まはた養殖業					
小割り式4年魚まはた養殖業					

小割り式5年魚まはた養殖業					
小割り式すぎ養殖業					
小割り式まさば養殖業					
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業					
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業					
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	短期				
	中期				
	長期				
小割り式2年魚めばる養殖業					
小割り式3年魚めばる養殖業					
小割り式4年魚めばる養殖業					
小割り式かわはぎ養殖業					
ひらめ陸上養殖業					
うなぎ養殖業	短期				
	長期				

- 備考
- ① 小割り式1年魚はまち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の3月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の4月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式1年魚はまち養殖業の項において同じ。）。
- ② 小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の8月31日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるもの（「短期」に該当するものを除く。）を、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式2年魚はまち養殖業の項において同じ。）。
- ③ 小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業及び小割り式2年魚ふぐ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう。
- ④ 小割り式2年魚かんばち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の10月31日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の12月31日以前の日であるもの（「短期」に該当するものを除く。）を、「長期」とは、共済責任

期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の1月1日以後の日であるものをいう（次号の表小割り式2年魚かんばち養殖業の項において同じ。）。

- ⑤ うなぎ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の年の翌年の12月31日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の年の翌々年の1月1日以後の日であるものをいう。
- ⑥ 低損害填補特約を付している場合の純共済掛金率は、表1に掲げる率に100分の110を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ⑦ 通常填補方式及び病害低填補方式により契約を締結した共済契約者（うなぎ養殖業に係る養殖共済の共済契約者を除く。）が共済責任期間の開始日前4年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における純共済掛金率は、表1に掲げる率（⑥に該当する場合にあっては、⑥によって得た率）に表2の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、表3の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

表2

区 分	適 用 等 級
直前の共済契約における共済金の支払の有無	
①共済金の支払を受け又は受けることが確実に認められる場合	直前の共済契約の適用等級に3を加えた等級 (加えた等級が24等級以上となる場合は24等級)
②共済金の支払を受けず又は受けないことが確実に認められる場合	直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

表2の①に該当する場合にあっては、第34条第1項第1号、第3号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第4号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第6号又は第7号の規定による免責に係るものを含む（以下、表4、別記第5の表3及び表6において同じ。）。

表3

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
割 合	50/100	50/100	50/100	50/100	55/100	60/100	65/100	70/100	75/100
等 級	10	11	12	13	14	15	16	17	18
割 合	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100	120/100
等 級	19	20	21	22	23	24			
割 合	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100			

共済責任期間の開始日前4年間締結した共済契約がない場合は、表3の上欄に掲げる等級は14等級とする。

- ⑧ 全病害不填補方式又は特定病害不填補方式により契約を締結した共済契約者（うなぎ養殖業に係る養殖共済の共済契約者を除く。）が共済責任期間の開始日前4年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における純共済掛金率は、表に掲げる率（⑥に該当する場合にあっては、⑥によって得た率）に表4の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、表5の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

表4

区 分	適 用 等 級
直前の共済契約における共	
①共済金の支払を受け又は受けることが確実に認められ	直前の共済契約の適用等級に10を加えた等級 (加えた等級が24等級以上となる場合は24等級)

済金の支払の有無	る場合	
	②共済金の支払を受けず又は受けたくないことが確実であると認められる場合	直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

表5

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
割合	80/100	80/100	80/100	80/100	82/100	84/100	86/100	88/100	90/100
等級	10	11	12	13	14	15	16	17	18
割合	92/100	94/100	96/100	98/100	100/100	103/100	106/100	109/100	112/100
等級	19	20	21	22	23	24			
割合	115/100	118/100	121/100	124/100	127/100	130/100			

共済責任期間の開始日前4年間締結した共済契約がない場合は、表5の上欄に掲げる等級は14等級とする。

⑨ 漁場移動特約（販売の目的によるものを除く。）があるものについての純共済掛金率は、次の算式により得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$$Ta \times 1.2 + Tb$$

$$P \times \frac{\quad}{\quad}$$

$$Ta + Tb$$

T a は、共済目的たる当該養殖水産動植物の移動数量

T b は、共済目的たる当該養殖水産動植物の移動数量以外の数量

P は、表1に掲げる率（⑥から⑧に該当する場合にあっては、それぞれ⑥から⑧によって得た率）

⑩ 第76条第2項の規定に基づきこの組合が指定した単位漁場区域の純共済掛金率は、表1に掲げる率（⑥から⑨に該当する場合にあっては、それぞれ⑥から⑨によって得た率）に当該単位漁場区域に係る病害低事故不填補割合に基づき指定された割合の表6の左欄の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合（全病害不填補方式又は特定病害不填補方式の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

表6

病害低事故不填補割合	割合
100分の5	100分の95
100分の10	100分の90
100分の15	100分の85
100分の20	100分の80
100分の25	100分の75
100分の30	100分の70

⑩ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表1に掲げる率（⑥から⑩に該当する場合にあっては、それぞれ⑥から⑩によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

⑪ 第68条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての純共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共済金額}$$

Pは、表1に掲げる率（⑥から⑩に該当する場合にあっては、それぞれ⑥から⑩によって得た率）とする。

（2）養殖共済に係る共済契約のうち赤潮特約が付されているものについての純共済掛金率

表7の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表7

区 分		純共済掛金率(%)
養殖業の種類	期 間	
かき養殖業		
1年貝真珠養殖業		
2年貝真珠養殖業		
小割り式1年魚はまち養殖業	短 期	
	長 期	
小割り式2年魚はまち養殖業	短期・中期	
	長 期	
小割り式3年魚はまち養殖業		
小割り式1年魚たい養殖業		
小割り式2年魚たい養殖業		
小割り式3年魚たい養殖業		
小割り式さけ・ます養殖業		
小割り式1年魚ふぐ養殖業		
小割り式2年魚ふぐ養殖業		
小割り式3年魚ふぐ養殖業		

小割り式1年魚かんばち養殖業		
小割り式2年魚かんばち養殖業	短期・中期	
	長期	
小割り式3年魚かんばち養殖業		
小割り式1年魚すずき養殖業		
小割り式2年魚すずき養殖業		
小割り式3年魚すずき養殖業		
小割り式2年魚ひらまさ養殖業		
小割り式3年魚ひらまさ養殖業		
小割り式まあじ養殖業		
小割り式1年魚しまあじ養殖業		
小割り式2年魚しまあじ養殖業		
小割り式3年魚しまあじ養殖業		
小割り式2年魚まはた養殖業		
小割り式3年魚まはた養殖業		
小割り式4年魚まはた養殖業		
小割り式5年魚まはた養殖業		
小割り式すぎ養殖業		
小割り式まさば養殖業		
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業		
小割り式2年魚めばる養殖業		
小割り式3年魚めばる養殖業		
小割り式4年魚めばる養殖業		
小割り式かわはぎ養殖業		

備考

- ① 低損害填補特約を付している場合の純共済掛金率は、表7に掲げる率に100分の110を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ② 第68条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての純共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共済金額}$

Pは、表7に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）とする。

2 養殖共済についての附加共済掛金率

表8の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる率

表8

区 分		附加共済掛金率(%)
貝 類 養 殖 業	かき養殖業	
	1年貝真珠養殖業	
	2年貝真珠養殖業	
魚 類 養 殖 業	小割り式1年魚はまち養殖業	
	小割り式2年魚はまち養殖業	
	小割り式3年魚はまち養殖業	
	小割り式1年魚たい養殖業	
	小割り式2年魚たい養殖業	
	小割り式3年魚たい養殖業	
	小割り式さけ・ます養殖業	
	小割り式1年魚ふぐ養殖業	
	小割り式2年魚ふぐ養殖業	
	小割り式3年魚ふぐ養殖業	
	小割り式1年魚かんばち養殖業	
	小割り式2年魚かんばち養殖業	
	小割り式3年魚かんばち養殖業	
	小割り式1年魚すずき養殖業	
	小割り式2年魚すずき養殖業	
	小割り式3年魚すずき養殖業	
小割り式2年魚ひらまさ養殖業		

小割り式3年魚ひらまさ養殖業	
小割り式まあじ養殖業	
小割り式1年魚しまあじ養殖業	
小割り式2年魚しまあじ養殖業	
小割り式3年魚しまあじ養殖業	
小割り式2年魚まはた養殖業	
小割り式3年魚まはた養殖業	
小割り式4年魚まはた養殖業	
小割り式5年魚まはた養殖業	
小割り式すぎ養殖業	
小割り式まさば養殖業	
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業	
小割り式3年魚くろまぐろ養殖業	
小割り式4年魚くろまぐろ養殖業	
小割り式5年魚くろまぐろ養殖業	
小割り式2年魚めばる養殖業	
小割り式3年魚めばる養殖業	
小割り式4年魚めばる養殖業	
小割り式かわはぎ養殖業	
ひらめ陸上養殖業	
うなぎ養殖業	

備 考

第68条第3項の規定に基づき共済金額の増額されたものについての附加共済掛金率は、次の算式によって得た率（小数点以下四位以下を切り捨てる。）とする。

$$P \times (\text{共済金額を増額する直前の共済金額の額} + \text{共済金額の増加額} \times \text{日割で計算した未経過期間割合}) / \text{共済金額}$$

Pは、表に掲げる率とする。

別記第3

損害額を算出するための割合

(1) かき

表1の左欄に掲げる共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間（以下「経過期間」という。）の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (かきの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の75
3月以上4月未満	100分の80
4月以上5月未満	100分の85
5月以上6月未満	100分の90
6月以上7月未満	100分の95
7月以上	100分の100

表2 (かきの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(2) 真珠貝（第47条の表の1年貝真珠養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (1年貝真珠養殖業に係る真珠貝の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上7月未満	100分の85
7月以上8月未満	100分の90
8月以上9月未満	100分の95
9月以上	100分の100

表2 (1年貝真珠養殖業に係る真珠貝の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇の地先水面	〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇及び〇の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(3) 真珠貝（第47条の表の2年貝真珠養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （2年貝真珠養殖業に係る真珠貝の経過率表）

経過期間	経過率
6月未満	100分の80
6月以上9月未満	100分の90
9月以上	100分の100

表2 （2年貝真珠養殖業に係る真珠貝の生残率表）

単位漁場区域の 属する水域 経過期間	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇 及び〇〇の地先水面を除く 水面
6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(4) ぶり（第47条の表の小割り式1年魚はまち養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式1年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の20
1月以上2月未満	100分の30
2月以上3月未満	100分の40
3月以上4月未満	100分の45
4月以上5月未満	100分の55
5月以上6月未満	100分の60
6月以上7月未満	100分の65
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 （小割り式1年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表）

単位漁場区域の 属する水域 経過期間	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(5) ぶり (第47条の表の小割り式2年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(6) ぶり (第47条の表の小割り式3年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚はまち養殖業に係るぶりの経過率表)

経過期間	経過率
3月未満	100分の85
3月以上5月未満	100分の90
5月以上8月未満	100分の95
8月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚はまち養殖業に係るぶりの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(7) まだい等(第47条の表の小割り式1年魚たい養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式1年魚たい養殖業に係るまだい等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の30
1月以上2月未満	100分の35
2月以上3月未満	100分の40
3月以上4月未満	100分の50
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の65
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の85
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式1年魚たい養殖業に係るまだい等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(8) まだい等(第47条の表の小割り式2年魚たい養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚たい養殖業に係るまだい等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚たい養殖業に係るまだい等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	
4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(9) まだい等 (第47条の表の小割り式3年魚たい養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚たい養殖業に係るまだい等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 55
1月以上2月未満	100分の 60
2月以上3月未満	100分の 65
3月以上4月未満	100分の 70
4月以上5月未満	100分の 75
5月以上6月未満	100分の 80
6月以上7月未満	100分の 85
7月以上9月未満	100分の 90
9月以上11月未満	100分の 95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚たい養殖業に係るまだい等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(10) ぎんざげ等 (第47条の表の小割り式さけ・ます養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式さけ・ます養殖業に係るぎんざげ等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 25
1月以上2月未満	100分の 30
2月以上3月未満	100分の 35
3月以上4月未満	100分の 40
4月以上5月未満	100分の 45
5月以上6月未満	100分の 50
6月以上7月未満	100分の 60
7月以上8月未満	100分の 75
8月以上9月未満	100分の 85
9月以上10月未満	100分の 95
10月以上	100分の100

表2 (小割り式さけ・ます養殖業に係るぎんざけ等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		〇〇の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上10月未満	100分の	100分の	100分の
10月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(11) とらふぐ(第47条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式1年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の20
1月以上2月未満	100分の25
2月以上3月未満	100分の35
3月以上4月未満	100分の45
4月以上5月未満	100分の50
5月以上6月未満	100分の60
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の90
10月以上	100分の100

表2 (小割り式1年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		〇〇の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上10月未満	100分の	100分の	100分の
10月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(12) とらふぐ（第47条の表の小割り式2年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式2年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上7月未満	100分の90
7月以上9月未満	100分の95
9月以上	100分の100

表2 （小割り式2年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(13) とらふぐ（第47条の表の小割り式3年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式3年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の85
1月以上2月未満	100分の88
2月以上3月未満	100分の90
3月以上4月未満	100分の93
4月以上5月未満	100分の96
5月以上6月未満	100分の98
6月以上	100分の100

表2 （小割り式3年魚ふぐ養殖業に係るとらふぐの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(14) かんばち（第47条の表の小割り式1年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式1年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の35
1月以上2月未満	100分の40
2月以上3月未満	100分の45
3月以上4月未満	100分の55
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 （小割り式1年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域 ○○の地先水面	○○の地先水面	○県の地先水面のうち○○及び○○の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(15) かんばち（第47条の表の小割り式2年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式2年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表)

単位漁場区域の 属する水域 経過期間	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(16) かんばち (第47条の表の小割り式3年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚かんばち養殖業に係るかんばちの経過率表)

経過期間	経過率
3月未満	100分の 85
3月以上5月未満	100分の 90
5月以上8月未満	100分の 95
8月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚かんばち養殖業に係るかんばちの生残率表)

単位漁場区域の 属する水域 経過期間	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(17) すずき (第47条の表の小割り式1年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式1年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 45
1月以上2月未満	100分の 50
2月以上3月未満	100分の 55
3月以上4月未満	100分の 60
4月以上5月未満	100分の 65
5月以上6月未満	100分の 70
6月以上7月未満	100分の 75
7月以上8月未満	100分の 80
8月以上9月未満	100分の 85
9月以上10月未満	100分の 90
10月以上11月未満	100分の 95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式1年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満		100分の	100分の	100分の
8月以上10月未満		100分の	100分の	100分の
10月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(18) すずき (第47条の表の小割り式2年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(19) すずき (第47条の表の小割り式3年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚すずき養殖業に係るすずきの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の80
1月以上2月未満	100分の82
2月以上3月未満	100分の85
3月以上4月未満	100分の88
4月以上5月未満	100分の92
5月以上6月未満	100分の96
6月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚すずき養殖業に係るすずきの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(20) ひらまさ (第47条の表の小割り式2年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(21) ひらまさ（第47条の表の小割り式3年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1（小割り式3年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2（小割り式3年魚ひらまさ養殖業に係るひらまさの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(22) まあじ（第47条の表の小割り式まあじ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1（小割り式まあじ養殖業に係るまあじの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の45
2月以上3月未満	100分の50
3月以上4月未満	100分の55
4月以上5月未満	100分の60
5月以上6月未満	100分の65
6月以上7月未満	100分の70
7月以上8月未満	100分の75
8月以上9月未満	100分の80
9月以上10月未満	100分の85
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式まあじ養殖業に係るまあじの生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(23) しまあじ (第47条の表の小割り式1年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式1年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 45
1月以上2月未満	100分の 50
2月以上3月未満	100分の 55
3月以上4月未満	100分の 60
4月以上5月未満	100分の 65
5月以上6月未満	100分の 70
6月以上7月未満	100分の 75
7月以上8月未満	100分の 80
8月以上9月未満	100分の 85
9月以上10月未満	100分の 90
10月以上11月未満	100分の 95
11月以上	100分の 100

表2 (小割り式1年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(24) しまあじ（第47条の表の小割り式2年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式2年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 （小割り式2年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(25) しまあじ（第47条の表の小割り式3年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式3年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の82
1月以上2月未満	100分の85
2月以上3月未満	100分の87
3月以上4月未満	100分の91
4月以上5月未満	100分の94
5月以上6月未満	100分の97
6月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚しまあじ養殖業に係るしまあじの生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(26) まはた等 (第47条の表の小割り式2年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の40
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の60
3月以上4月未満	100分の65
4月以上5月未満	100分の70
5月以上6月未満	100分の75
6月以上7月未満	100分の80
7月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表)

経過期間 \ 単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上	100分の	100分の	100分の

(27) まはた等（第47条の表の小割り式3年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式3年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 （小割り式3年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(28) まはた等（第47条の表の小割り式4年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式4年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の55
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 （小割り式4年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(29) まはた等（第47条の表の小割り式5年魚まはた養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式5年魚まはた養殖業に係るまはた等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の70
1月以上2月未満	100分の75
2月以上4月未満	100分の80
4月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 （小割り式5年魚まはた養殖業に係るまはた等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満		100分の	100分の	100分の
8月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(30) すぎ（第47条の表の小割り式すぎ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式すぎ養殖業に係るすぎの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の65
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 （小割り式すぎ養殖業に係るすぎの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満		100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満		100分の	100分の	100分の
9月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(31) まさば（第47条の表の小割り式まさば養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式まさば養殖業に係るまさばの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の55
2月以上3月未満	100分の65
3月以上4月未満	100分の70
4月以上5月未満	100分の75
5月以上6月未満	100分の80
6月以上8月未満	100分の85
8月以上9月未満	100分の90
9月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 （小割り式まさば養殖業に係るまさばの生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満	100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満	100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満	100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満	100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満	100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満	100分の	100分の	100分の
9月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(32) くろまぐろ（第47条の表の小割り式2年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式2年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の30
1月以上2月未満	100分の40
2月以上3月未満	100分の50
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上10月未満		100分の	100分の	100分の
10月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(33) くろまぐろ (第47条の表の小割り式3年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 55
1月以上2月未満	100分の 60
2月以上4月未満	100分の 65
4月以上5月未満	100分の 70
5月以上6月未満	100分の 75
6月以上7月未満	100分の 80
7月以上8月未満	100分の 85
8月以上10月未満	100分の 90
10月以上11月未満	100分の 95
11月以上	100分の100

表2 (小割り式3年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(34) くろまぐろ (第47条の表の小割り式4年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式4年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 80
1月以上2月未満	100分の 85
2月以上3月未満	100分の 90
3月以上5月未満	100分の 95
5月以上	100分の100

表2 (小割り式4年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の100	100分の100	100分の100
1月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(35) くろまぐろ (第47条の表の小割り式5年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式5年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の80
1月以上2月未満	100分の85
2月以上3月未満	100分の90
3月以上5月未満	100分の95
5月以上	100分の100

表2 (小割り式5年魚くろまぐろ養殖業に係るくろまぐろの生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の100	100分の100	100分の100
1月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(36) めばる等 (第47条の表の小割り式2年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式2年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上5月未満	100分の80
5月以上7月未満	100分の85
7月以上9月未満	100分の90
9月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 (小割り式2年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満		100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満		100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満		100分の	100分の	100分の
9月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(37) めばる等 (第47条の表の小割り式3年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (小割り式3年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の 55
1月以上2月未満	100分の 65
2月以上3月未満	100分の 70
3月以上4月未満	100分の 75
4月以上5月未満	100分の 80
5月以上6月未満	100分の 85
6月以上8月未満	100分の 90
8月以上10月未満	100分の 95
10月以上	100分の 100

表2 (小割り式3年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及 び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上7月未満		100分の	100分の	100分の
7月以上9月未満		100分の	100分の	100分の
9月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(38) めばる等（第47条の表の小割り式4年魚めばる養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式4年魚めばる養殖業に係るめばる等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の70
1月以上2月未満	100分の75
2月以上3月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の85
4月以上6月未満	100分の90
6月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 （小割り式4年魚めばる養殖業に係るめばる等の生残率表）

経過期間	単位漁場区域の属する水域		
	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び〇〇の地先水面を除く水面
1月未満	100分の	100分の	100分の
1月以上5月未満	100分の	100分の	100分の
5月以上8月未満	100分の	100分の	100分の
8月以上	100分の100	100分の100	100分の100

(39) かわはぎ等（第47条の表の小割り式かわはぎ養殖業の項に掲げるもの）

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分及び当該単位漁場区域の属する水域の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 （小割り式かわはぎ養殖業に係るかわはぎ等の経過率表）

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の75
3月以上4月未満	100分の80
4月以上6月未満	100分の85
6月以上8月未満	100分の90
8月以上10月未満	100分の95
10月以上	100分の100

表2 (小割り式かわはぎ養殖業に係るかわはぎ等の生残率表)

経過期間	単位漁場区域の 属する水域	〇〇の地先水面	〇〇の地先水面	〇県の地先水面のうち〇〇及び 〇〇の地先水面を除く水面
1月未満		100分の	100分の	100分の
1月以上2月未満		100分の	100分の	100分の
2月以上3月未満		100分の	100分の	100分の
3月以上4月未満		100分の	100分の	100分の
4月以上5月未満		100分の	100分の	100分の
5月以上6月未満		100分の	100分の	100分の
6月以上7月未満		100分の	100分の	100分の
7月以上8月未満		100分の	100分の	100分の
8月以上9月未満		100分の	100分の	100分の
9月以上		100分の100	100分の100	100分の100

(40) ひらめ (第47条の表のひらめ陸上養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (ひらめ陸上養殖業に係るひらめの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の50
2月以上3月未満	100分の55
3月以上4月未満	100分の60
4月以上5月未満	100分の65
5月以上6月未満	100分の70
6月以上7月未満	100分の75
7月以上8月未満	100分の80
8月以上9月未満	100分の85
9月以上10月未満	100分の90
10月以上11月未満	100分の95
11月以上	100分の100

表2 (ひらめ陸上養殖業に係るひらめの生残率表)

経過期間	生残率
2月未満	100分の
2月以上6月未満	100分の
6月以上9月未満	100分の
9月以上	100分の100

(41) にほんうなぎ (第47条の表のうなぎ養殖業の項に掲げるもの)

表1の左欄に掲げる経過期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる経過率に、表2に掲げる経過期間の区分に応じ同表に掲げる生残率を乗じて得た割合

表1 (うなぎ養殖業に係るにほんうなぎの経過率表)

経過期間	経過率
1月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の70
3月以上4月未満	100分の75
4月以上6月未満	100分の80
6月以上7月未満	100分の85
7月以上9月未満	100分の90
9月以上12月未満	100分の95
12月以上	100分の100

表2 (うなぎ養殖業に係るにほんうなぎの生残率表)

経過期間	生残率
3月未満	100分の
3月以上6月未満	100分の
6月以上9月未満	100分の
9月以上12月未満	100分の
12月以上	100分の100

別記第4

共済金の支払の特例を適用する養殖業についての単位漁場区域及び病害低事故不填補割合の指定

1 第76条の規定により指定された単位漁場区域に係る病害低事故不填補割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

共済金の支払の特例を適用する単位漁場区域	病害低事故不填補割合
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の15未満の単位漁場区域	100分の5
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の15以上100分の20未満の単位漁場区域	100分の10
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の20以上100分の25未満の単位漁場区域	100分の15
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の25以上100分の30未満の単位漁場区域	100分の20
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の30以上100分の35未満の単位漁場区域	100分の25
病害事故割合の前3年間の総和平均が100分の35以上の単位漁場区域	100分の30

2 第76条の規定により指定された単位漁場区域の名称は、前項により指定される当該単位漁場区域についての病害低事故不填補割合とともに、遅滞なく、この組合の掲示場に掲示し、かつ、当該単位漁場区域に係る共済契約者に書面をもって通知するものとする。

別記第5

漁業施設共済の共済掛金率

1 漁業施設共済についての純共済掛金率

(1) 養殖施設についての純共済掛金率

表1の上欄に掲げる養殖施設の種類に応じて分損特約の有無及び填補方式により同表の下欄に掲げる率

表1

養殖施設の種類	分損特約の有無及び填補方式					
	分損特約がある場合			分損特約がない場合		
	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
浮流し式養殖施設	%	%	%	%	%	%
はえ縄式養殖施設						
くい打ち式養殖施設						
いかだ						
網いけす						

備考

- ① 養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該種類に係る養殖業者及び当該養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約（地震等限定填補方式及び地震等限定低填補方式を付した共済契約を除く。②において同じ。）の締結の申込みが同時になされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ② 特定養殖加入区ごとに、特定養殖業の種類に係る区域内特定養殖業者及び当該区域内特定養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みが同時になされた場合（その申込みの際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖業に供用する養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みがなされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表に掲げる率（①又は②に該当する場合にあつては、①又は②によって得た率）に100分の110を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

(2) 定置網についての純共済掛金率

表2の上欄に掲げる区分に応じて分損特約の有無及び填補方式により同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率（共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が1月に満たない場合（共済責任期間が1年間である共済契約を除く。）にあつては、当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき日割で計算して得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とを合算して得た率）とする。

表2

区 分	分損特約の有無及び填補方式		
	分損特約がある場合		分損特約がない場合
	各網についての全損契約を締結する	その他の場合	

		場合								
		通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
北海道さけます定置網	1月から7月まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	8月から12月まで									
大型定置網	1月から7月まで									
	8月から12月まで									
小型定置網	1月から7月まで									
	8月から12月まで									

備 考

- ① 各網についての全損契約とは、各網の損壊に係る部分はその各網の全体を占めると認められる場合を共済事故とする共済契約をいう。
- ② 加入区及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に供用する定置網の複数について共済契約（地震等限定填補特方式及び地震等限定低填補方式を付した共済契約を除く。③において同じ。）の締結の申込みが同一の者から同時になされた場合であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表2に掲げる率により得た率に100分の90を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ③ 加入区及び区分ごとに、当該区分に係る漁業に定置網を供用する特定第二号漁業者及び当該定置網が複数あり、当該定置網の全てについて共済契約の締結の申込みが同時になされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該区分の漁業に供用する定置網の全てについて共済契約の締結の申込みがなされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ100分の30以上であるときの基準率は、それぞれ表2に掲げる率により得た率（②に該当する場合にあっては、②によって得た率）に100分の90を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。
- ④ 共済契約者が当該定置網が敷設される位置で当該定置網に係る共済責任期間の開始日前4年間に締結した共済契約がある場合の純共済掛金率は、表2に掲げる率（②又は③に該当する場合にあっては、②又は③によって得た率）に表3の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる等級を求め、表4の上欄に掲げる等級に応じて下欄に掲げる割合（地震等限定填補方式及び地震等限定低填補方式の場合にあっては100分の100）を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

表3

区 分	適 用 等 級
直前の共済契約における共済金の支払の有無	①共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合 直前の共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が15等級以上となる場合は15等級)
	②共済金の支払を受けず又は受けな いことが確実であると認められる場 合 直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

表4

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8
割 合	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100
等 級	9	10	11	12	13	14	15	
割 合	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	

共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、表4の上欄に掲げる等級は5等級とする。

- ⑤ 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表2に掲げる率により得た率(②から④に該当する場合にあっては、それぞれ②から④までの規定によって得た率)に100分の110を乗じて得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とする。

(3) まき網についての純共済掛金率

表5の上欄に掲げる分損特約の有無及び填補方式に応じ同表の下欄に掲げる率に共済責任期間の各月の数を乗じて得た率(共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月の共済責任期間の日数が1月に満たない場合(共済責任期間が1年間である共済契約を除く。))にあっては、当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月以外の当該共済責任期間の各月の数を乗じて得た率と当該共済責任期間の開始する日又は終了する日の属する月につき日割で計算して得た率(小数点以下三位以下を切り捨てる。)とを合算して得た率とする。

表5

分損特約の有無及び填補方式					
分損特約がある場合			分損特約がない場合		
通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
%	%	%	%	%	%

備 考

- ① 共済契約者が当該まき網に係る共済責任期間の開始日前4年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準率は、表5に掲げる率により得た率に、表6の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる適用等級を求め、表7の上欄に掲げる等級に応じて同表の下欄に掲げる割合(当該共済契約に係る填補方式が地震等限定填補方式である場合にあっては、100100分の110100)を乗じて得た率とする。

表6

区 分	適 用 等 級	
直前の共済契約における共済金の支払の有無	①共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合	直前の共済契約の適用等級に4を加えた等級 (加えた等級が15等級以上となる場合は15等級)
	②共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合	直前の共済契約の適用等級に1を減じた等級 (減じた等級が1等級以下となる場合は1等級)

表7

等級	1	2	3	4	5	6	7	8
割合	80/100	85/100	90/100	95/100	100/100	105/100	110/100	115/100
等級	9	10	11	12	13	14	15	
割合	120/100	125/100	130/100	135/100	140/100	145/100	150/100	

共済責任期間の開始日前4年間に共済契約を締結したことがない場合は、表7の上欄に掲げる等級は5等級とする。

- ② 継続申込特約がある場合の純共済掛金率は、表5に掲げる率（①に該当する場合にあっては、①によって得た率）に100分の110を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする

2 漁業施設共済についての附加共済掛金率

表8の左欄に掲げる区分に応じて填補方式によりそれぞれ同表の右欄に掲げる率

表8

区 分	填補方式		
	通常填補方式	地震等限定填補方式	地震等限定低填補方式
浮流し式養殖施設	%	%	%
はえ縄式養殖施設			
くい打ち式養殖施設			
いかだ			
網いけす			
定置網			
まき網			

別記様式第1号

漁獲・特定養殖共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	

1. 第一号漁業及び第二号漁業

①基本的操業条件等

加入方式	個別・集団	操業期間	年月～年月		契約に付す漁業の種類又は区分	(過年度と異なる事項)	
漁場の位置又は区域		漁業指揮者の氏名			契約に付す漁労体の数		
(注)使用する漁船	船名		総トン数	機関の馬力数	漁業従事者数又は構成員の数		人
			トン	馬力	漁業根拠地		

(注) 2隻以上の漁業を使用する場合は、その全て(付属漁船を除く。)を記入してください。

②過年度実績

	前1年	前2年	前3年	前4年	前5年	備考
販売金額	円	円	円	円	円	主な販売先

※販売以外の方法により処分したものがある場合はその明細を添付してください。

2. 特定養殖業

①基本的操業条件等

特定養殖業の種類		養殖期間			年月～年月		(過年度と異なる事項)
漁場の位置又は区域	使用施設				主な販売先		
	施設種類		施設数	柵台面m			

②過年度実績

	前 1 年	前 2 年	前 3 年	前 4 年	前 5 年
使用施設数	柵・台・㎡・m	柵・台・㎡・m	柵・台・㎡・m	柵・台・㎡・m	柵・台・㎡・m
生産数量	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個	枚・Kg・個
生産金額	円	円	円	円	円

※販売以外の方法により処分したものがあある場合は、その明細を添付して下さい。

3. 契約条件

契約割合又は共済金額		共済金支払に関する 填補方式	継続申込（長期共済）特 約	包括継続申込特約	生産金額追加特約	共済掛金の分割払
%	円		1. する ・ 2. しない	1. する ・ 2. しない	1. する ・ 2. しない	1. する ・ 2. しない

契約番号	
加入区の名称	

別記様式第2号

養殖共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	

1. 申込みする共済目的等

共済目的の種類	養殖期間	養殖水産動植物の数量		使用施設	
	年 月 ~ 年 月	開始日数量	追加予定数量	施設種類	施設数
漁場の位置 又は区域 又は事業場の所在地		貝尾	貝尾		台 面

2. 契約条件

契約割合又は共済金額	共済金支払に関する填補方式	低損害填補特約	赤潮特約	網いけす特約	継続申込(長期共済)特約
% 円		1. する・2. しない	1. する・2. しない	1. する・2. しない	1. する・2. しない
漁場移動特約	共済掛金の分割払				
1. する(育成・販売) 2. しない	1. する 2. しない				

<特記事項>

漁場移動特約を選択した場合に記入				
移動目的	移動先	移動開始予定	移動終了予定	移動予定数量
育成		年 月	年 月	貝尾
販売		年 月	年 月	貝尾

(共済組合記入欄)

契約番号	加入区の名称

別記様式第3号

漁業施設共済契約申込書

年 月 日

漁業共済組合 御中

貴組合の共済規程を承知の上、共済契約を締結したいので、申し込みます。

その組合員としてこの申込みをする漁協の名称	漁業協同組合
申込者住所	
申込者氏名	

1. 申込みする共済目的等

共済目的の種類	申込みに係る漁業施設を使用して営む養殖業又は漁業の種類	設置期間 (まき網にあつては操業期間)	漁場の位置又は区域 (まき網にあつては漁場の位置)	申込み漁業施設数	申込みに係る施設のうち賃借しているものの有無	備考
		年 月～ 年 月		台	有 ・ 無	

※共済目的がまき網の場合に記入

漁業根拠地	まき網を搭載する漁船(注)	船名	総トン数
			トン

(注) 漁船(網船)が複数の場合は、漁船ごとに記入して下さい。

2. 契約条件

(1) 契約割合又は共済金額	(2) 継続申込(長期共済)特約	(3) 網地の部分に限る特約(定置網とまき網のみ)	(4) 分損特約とその内容 (定置網の落とし網付の場合)	(5) 共済掛金の分割払
% 円	1. する ・ 2. しない	1. する 2. しない	1. する 2. しない 1. 各網の全損填補 2. 各網の30%以上損害填補	1. する ・ 2. しない
ロープ及びいかり等を除く特約(まき網を除く)	共済金支払に関する填補方式			
1. する ・ 2. しない				

(共済組合記入欄)

契約番号

別表第1の1 (大型化修正割合)

大型化割合の区分	大型化修正割合	
	大型化後漁船の合計総トン数の区分	
	10トン未満	10トン以上
0.10 未満	1.000	1.000
0.10 以上 0.20 未満	1.063	1.093
0.20 以上 0.30 未満	1.105	1.154
0.30 以上 0.40 未満	1.146	1.216
0.40 以上 0.50 未満	1.188	1.278
0.50 以上 0.60 未満	1.230	1.339
0.60 以上 0.70 未満	1.272	1.401
0.70 以上 0.80 未満	1.314	1.463
0.80 以上 0.90 未満	1.355	1.524
0.90 以上 1.00 未満	1.397	1.586
1.00 以上 1.10 未満	1.439	1.648
1.10 以上 1.20 未満	1.481	1.710
1.20 以上 1.30 未満	1.523	1.771
1.30 以上 1.40 未満	1.564	1.833
1.40 以上 1.50 未満	1.606	1.895
1.50 以上 1.60 未満	1.648	1.956
1.60 以上 1.70 未満	1.690	2.018
1.70 以上 1.80 未満	1.732	2.080
1.80 以上 1.90 未満	1.773	2.141
1.90 以上 2.00 未満	1.815	2.203
2.00 以上	1.836	2.234

別表第1の2 (限度額率及び金額修正係数)

区分	漁業の種類	限度額率	金額修正係数
第一号漁業	わかめをとる漁業	100分の75	100分の100
	こんぶをとる漁業	100分の75	100分の100
	てんぐさをとる漁業	100分の75	100分の100
	あわびをとる漁業	100分の80	100分の100
第二号漁業	まき網漁業	100分の85	100分の100
	さんま棒受網漁業	100分の90	100分の100
	敷網漁業	100分の85	100分の100
	船びき網漁業	100分の80	100分の100
	ほたて貝けた網漁業	100分の90	100分の100
	底びき網漁業	100分の90	100分の100
	太平洋さけます流し網漁業	100分の80	100分の100
	すけとうだら刺し網漁業	100分の80	100分の100
	刺し網漁業	100分の70	100分の100
	すけとうだらはえ縄漁業	100分の80	100分の100
	ふぐあまだいはえ縄漁業	100分の90	100分の100
	いか釣り漁業	100分の85	100分の100
	かつお・まぐろ漁業	100分の90	100分の100
	釣り漁業	100分の80	100分の100
	かにかご漁業	100分の80	100分の100
	その他漁業	100分の80	100分の100
	小型合併漁業(主として底びき網を使用して行うもの)	100分の90	100分の100
	小型合併漁業(主として底びき網を使用して行うもの以外のもの)	100分の85	100分の100
	小型定置漁業	100分の75	100分の100
	さけ定置漁業	100分の75	100分の100
	大型定置漁業	100分の75	100分の100
特定養殖業	のり等養殖業	100分の80	100分の100
	わかめ養殖業	100分の80	100分の100
	こんぶ養殖業	100分の80	100分の100
	真珠母貝養殖業	100分の80	100分の100
	ほたて貝等養殖業	100分の80	100分の100
	特定かき養殖業	100分の80	100分の100
	くるまえび養殖業	100分の80	100分の100
	うに養殖業	100分の80	100分の100
	ほや養殖業	100分の80	100分の100

別表第1の3 (上限割合及び下限割合)

上限割合	下限割合
1.3	0.9

備考

C

イ A ×---

B

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、直前契約に係る放流数量

Cは、当該共済契約に係る放流数量

ロ A×B

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、別表第1の1の大型化割合の区分に応じて大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合

C

ハ A ×---

B

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、直前契約に係る養殖単位の数量

Cは、当該共済契約に係る養殖単位の数量

別表第2の1 (特定日の範囲)

養殖業の種類	特定日の範囲
1年貝真珠養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚はまち養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚たい養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式さけ・ます養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚ふぐ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚かんぱち養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚すずき養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚ひらまさ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式まあじ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式1年魚しまあじ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚まはた養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式すずき養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式まさば養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚くろまぐろ養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式2年魚めばる養殖業	月 日から 月 日までの期間
小割り式かわはぎ養殖業	月 日から 月 日までの期間
ひらめ陸上養殖業	月 日から 月 日までの期間
うなぎ養殖業	月 日から 月 日までの期間

別表第2の2 (単位当たり共済価額)

養殖水産動植物の種類	単位漁場区域 の属する水域	単位当たり共済価額
かき	○県の地先水面	円
真珠貝(第47条の表の1年貝真珠養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
真珠貝(第47条の表の2年貝真珠養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり(第47条の表の小割り式1年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり(第47条の表の小割り式2年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぶり(第47条の表の小割り式3年魚はまち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等(第47条の表の小割り式1年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等(第47条の表の小割り式2年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まだい等(第47条の表の小割り式3年魚たい養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ぎんざけ等(第47条の表の小割り式さけ・ます養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ(第47条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ(第47条の表の小割り式2年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
とらふぐ(第47条の表の小割り式3年魚ふぐ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち(第47条の表の小割り式1年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち(第47条の表の小割り式2年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かんばち(第47条の表の小割り式3年魚かんばち養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき(第47条の表の小割り式1年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき(第47条の表の小割り式2年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すずき(第47条の表の小割り式3年魚すずき養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらまさ(第47条の表の小割り式2年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらまさ(第47条の表の小割り式3年魚ひらまさ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まあじ(第47条の表の小割り式まあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ(第47条の表の小割り式1年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ(第47条の表の小割り式2年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
しまあじ(第47条の表の小割り式3年魚しまあじ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等(第47条の表の小割り式2年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等(第47条の表の小割り式3年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等(第47条の表の小割り式4年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まはた等(第47条の表の小割り式5年魚まはた養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
すぎ(第47条の表の小割り式すぎ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
まさば(第47条の表の小割り式まさば養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ(第47条の表の小割り式2年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ(第47条の表の小割り式3年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ(第47条の表の小割り式4年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
くろまぐろ(第47条の表の小割り式5年魚くろまぐろ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等(第47条の表の小割り式2年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等(第47条の表の小割り式3年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
めばる等(第47条の表の小割り式4年魚めばる養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
かわはぎ等(第47条の表の小割り式かわはぎ養殖業の項に掲げるもの)	○県の地先水面	円
ひらめ(第47条の表のひらめ陸上養殖業の項に掲げるもの)		円
にはんうなぎ(第47条の表のうなぎ養殖業の項に掲げるもの)		円

備考 かきの単位当たり共済価額は、付着器1枚に着生しているかきの価額とする。

別表第3の1 (現有率)

1. 共済目的が竹いかだのとき

経過期間	現有率
4ヶ月未満	100%
4ヶ月以上8ヶ月未満	90%
8ヶ月以上	80%

2. 共済目的が竹いかだ以外のとき

経過期間	現有率
6ヶ月未満	100%
6ヶ月以上	90%

別表第3の2 (損壊割合)

共済目的の種類	損壊割合
落とし網以外の定置網に属する漁網	$\frac{V_a - a}{V_A} + \frac{V_b - b}{V_B}$
落とし網に属する漁網	$\frac{V_a - a}{V_A} + \frac{V_c - c}{V_C} + \frac{V_d - d}{V_D}$
養殖施設又はまき網に属する漁網	$\frac{e}{E}$

Vは、定置網に属する漁網の共済価額

Va は、かき網の共済責任期間の開始時における価額

Aは、かき網の新調価額

a は、かき網の損壊部分の復旧に要した費用

Vb は、身網の共済責任期間の開始時における価額

Bは、身網の新調価額

b は、身網の損壊部分の復旧に要した費用

Vc は、かこい網（昇り網を含む。）の共済責任期間の開始時における価額

Cは、かこい網（昇り網を含む。）の新調価額

c は、かこい網（昇り網を含む。）の復旧に要した費用

Vd は、箱網の網地の部分の共済責任期間の開始時における価額

Dは、箱網の新調価額

d は、箱網の復旧に要した費用

Eは、養殖施設又はまき網に属する漁網の新調価額

e は、養殖施設又はまき網に属する漁網の復旧に要した費用

<作成上の注意>

1. 「別記」

(1) 別記第1第1項及び第2項においては、漁獲・特定養殖共済を実施する漁業と実施する填補方式のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示（令和8年3月19日農林水産省告示第408号）第6条の基準共済掛金率を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第1第1項に規定する純共済掛金率について、同法第112条第2項の基準共済掛金率と同率とする場合にあっては、別記第1第1項にその旨を記載することができる。

(2) 別記第2第1項及び第2項においては、養殖共済を実施する養殖業と実施する填補方式のみを掲げ、区分及び率の欄は、養殖共済に関する事項を定める告示（令和8年3月19日農林水産省告示第409号）第2条の基準共済掛金率を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第2第1項に規定する純共済掛金率について、同法第122条第2項の基準共済掛金率と同率とする場合にあっては、別記第2第1項にその旨を記載することができる。

(3) 別記第3においては、養殖共済を実施する養殖業に係るもの以外の部分は削るものとし、各号表2に掲げる割合は、それぞれ、単位漁場区域ごとの事情に応じて定めること。

(4) 別記第4においては、かき、真珠又はふぐ（第48条の表の小割り式1年魚ふぐ養殖業の項に掲げるものを除く。）養殖業に係る養殖共済を実施する組合のみ規定すること。

(5) 別記第5第1項及び第2項においては、漁業施設共済を実施する共済目的と実施する填補方式のみを掲げ、区分及び率の欄は、漁業施設共済に関する事項を定める告示（令和8年3月19日農林水産省告示第410号）第3条の純共済掛金率の基準となる率を参照し、組合の事情に応じて定めること。ただし、別記第5第1項に規定する純共済掛金率について、同法第133条第2項の基準となる率と同率とする場合にあっては、別記第5第1項にその旨を記載することができる。

2. 「別記様式」

漁獲・特定養殖共済、養殖共済又は漁業施設共済において実施するもののみ規定すること。

3. 「別表」

<別表第1関係>

- ① 漁獲・特定養殖共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 別表第1の2の「漁業の種類」については、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第17条及び第18条、漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林水産省令第35号）第43条及び同規則別表第2を参照のうえ規定すること。
- ③ 別表第1の3の「漁業の種類」については、漁業災害補償法に基づく漁獲・特定養殖共済に関する告示（令和8年3月19日農林水産省告示第408号）を参照のうえ規定し、ほたて貝けた網漁業に係る漁獲・特定養殖共済を実施しない組合は、備考イの算式を削ること。

<別表第2関係>

- ① 養殖共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 養殖共済を実施する養殖業のみを規定すること。

<別表第3関係>

- ① 漁業施設共済を実施する組合のみ規定すること。
- ② 漁業施設共済を実施する共済目的のみを規定すること。